川崎市緑の実施計画

川崎市

川崎市緑の実施計画

目 次

序 草	緑の実施計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 1
序-1 序-2	はじめに ·····・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1章	施策体系及び主な取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· 3
1-4 【緑 【緑 【緑 【公 【公 【 图 【 图 【 图 【 图 【 图 【 图 】 【 图 】 【 图 】 【 图 图 图 图	リーディング事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1033374447555963
【緑(の景観形成に関する施策】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
第2章	緑の施策目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
2-1 2-2 2-3 2-4	行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出 ··市民・事業者が主体的に取り組む地域緑化の促進 ···· 水辺地空間の維持 ····· 緑を支える人材の育成 ·····	·····79 ·····79 ····80
第3章	地球環境への貢献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
第4章	進行管理 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	82

序 章 緑の実施計画の趣旨

序-1 はじめに

- ・川崎市は、1995 (平成7)年に策定された川崎市緑の基本計画(以降「緑の基本計画」 という。)を2008 (平成20)年3月に改定しました。
- ・この「川崎市緑の実施計画」(「以降実施計画」という。)は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(以降「緑の条例」という。)第9条に規定する本市独自の制度で、「緑の基本計画」に示された5つの基本方針と緑の施策目標を着実に実行していくためのアクションプログラムとその推進管理を示すものです。

序-2 緑の実施計画の考え方

1. 計画の対象

・緑の基本計画に示された5つの基本方針を支える12のプロジェクトとその推進力となる50の基本施策に対して、それを推進するための132の主な取り組みを構成する事業を対象とします。

2. 計画期間

・緑の基本計画の計画期間は、2008(平成20)年度から2017(平成29)年度 までの10年間としていますが、実施計画は、緑の基本計画を着実に推進していくため に、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の新実行計画に整合させ、2008(平 成20)年度から2010(平成22)年度までの3ヶ年を計画期間とします。

3. 計画の推進

(1) 進行管理

- ・実施計画は、計画(PLAN)・実行(DO)・評価(CHECK)・改善(ACTION)
 に加え、学習(LEARN)・公表(PUBLICATION)の6つの視点を基本として進行管理を行います。
- ・緑の条例第9条では、緑の保全及び緑化の推進のための実施計画の策定と併せて、その 進行状況を毎年度環境審議会に報告し、必要な助言を得ることとしています。
- ・環境基本計画における進行管理との整合性を図ります。

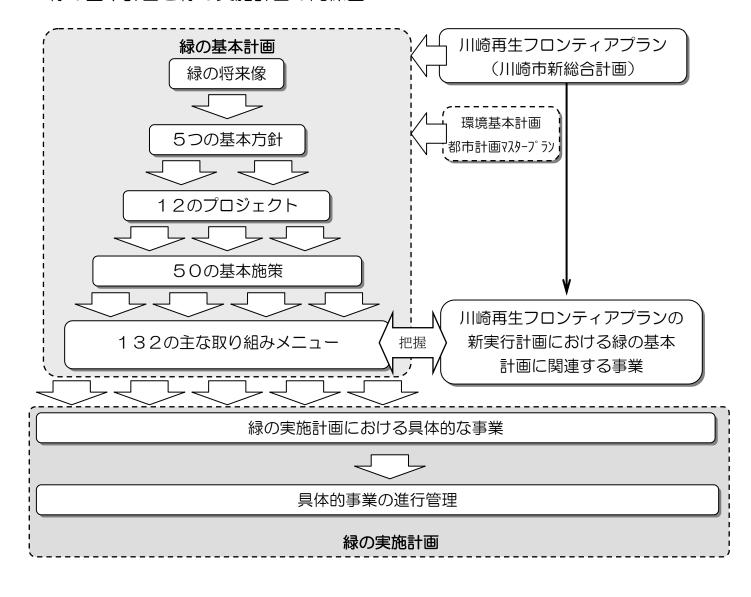
(2) リーディング事業

・緑の基本計画に示された5つの基本方針を推進する12のプロジェクトを牽引するリーディング事業を着実に実現させることを目指します。

(3)緑の実施計画と川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」との関係

- ・実施計画の対象事業は所管局が多岐にわたっているため、局間の連携を密にし、実施計 画に掲げた事業を着実に実施していくための全庁的な取り組みを進める必要があります。
- ・実施計画では、緑の基本計画に示された5つの基本方針を支える12のプロジェクトの 着実な進行を目指すために、川崎再生フロンティアプランの新実行計画との整合を図り ます。

■緑の基本計画と緑の実施計画の関係図



第1章 施策体系及び主な取り組み

1-1 緑の基本計画の施策体系

緑の基本計画の施策体系は将来像の実現に向けて、次頁以降に示す体系図のとおりとなっています。なお、施策体系は次の4つの特徴を備えています。

- ・緑の基本計画は、「5つの基本方針」を設定しています。
- ・5つの基本方針を実現させるために「12のプロジェクト」を設定しています。
- ・12のプロジェクトは、それぞれの内容に対応する「50の基本施策」の相互展開により支えられています。
- ・50の基本施策は、「132の主な取り組み」に関係する様々な事業により支えられています。

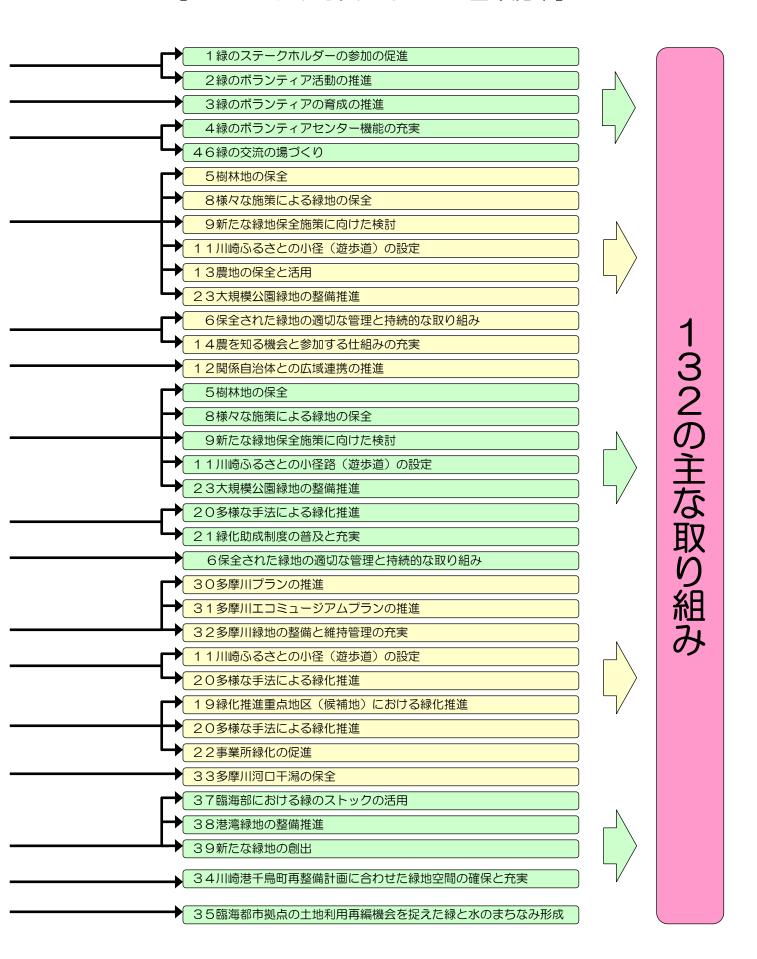
【参考】

体系図では、50の基本施策が重複して提示されるため、基本施策の一覧を参考としてお 示しします。

区分	施策番号	基本施策名
	1	緑のステークホルダーの参加の促進
	2	緑のボランティア活動の推進
緑の 協働に関する施策	3	緑のボランティアの育成の推進
	4	緑のボランティアセンター機能の充実
	5	樹林地の保全
	6	保全された緑地の適切な管理と持続的な取り組み
	7	地域に残された身近な緑の継承
(3.11) /C A 1 - 88-+ 7 + - 77	8	様々な施策による緑地の保全
緑地保全に関する施策	9	新たな緑地保全施策に向けた検討
	10	開発事業等における緑地の保全と創出
	11	川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定
	12	関係自治体との広域連携の推進
# W & Z ^	13	農地の保全と活用
農地の 保全に関する施策	14	農を知る機会と参加する仕組みの充実
	15	道路の緑化推進
	16	街路樹の適正な管理の推進
	17	河川の環境整備の推進
13.11 - 14.141 - 88-t - 4t-46	18	公共公益施設の緑化推進
緑化の推進に関する施策	19	緑化推進重点地区(候補地)における緑化推進
	20	多様な手法による緑化推進
	21	緑化助成制度の普及と充実
	22	事業所緑化の推進
	23	大規模公園緑地の整備推進
	24	身近な公園の整備推進
公園緑地等の整備に関する施策	25	多様な手法による公園緑地の管理運営
	26	リフレッシュバーク事業の推進
	27	公園緑地の維持管理の充実
公園緑地の管理運営に関する施策	28	多様な手法による公園緑地の管理運営
	29	公園緑地の活性化の推進
	30	多摩川ブランの推進
	31	多摩川エコミュージアムブランの 推進
多摩川に関する施策	32	多摩川緑地の整備と維持管理の充実
	33	多摩川河口干潟の保全
	34	川崎港千鳥町再整備計画に合わせた緑地空間の確保と充実
	35	臨海都市拠点の土地利用再編機会を捉えた緑と水のまちなみ形成
	36	「「(仮称)かわさき臨海の森づくり」の促進
臨海部に関する施策	37	臨海部における緑のストックの活用
	38	港湾緑地の整備推進
	39	新たな緑地の創出
	40	環境学習の推進
	41	環境子省の推進 一番及啓発活動の推進
	42	音及音光/1動の推進 市民による緑化活動の推進
	43	緑の 地域リーダーの 参画機会の 充実
	43	緑の地域ケーダーの参画機会の光美 緑の情報発信の推進
緑の普及・啓発に関する施策	45	
		緑の取り組みに対する表彰等の充実 緑の交流の場づくり
	46	
	47	線のストックの PRと活用の 促進
	48	緑の調査研究
	49	緑のリサイクルの推進
緑の景観形成に関する施策	50	景観計画と連携した施策推進

【12のプロジェクト】 【5つの基本方針】 協働により緑を守り育む 緑を活かすマンパワーはつらつプロジェクト 持続可能な仕組みの構築 「 ●様々な主体との協働による緑のまちづくりの推進 ●緑の協働への支援の充実 ●協働により緑を「守り・育む」仕組みの充実 地球環境に配慮した [多摩丘陵軸]多摩丘陵・緑をつなぐプロジェクト みどり軸の保全と創出 ●まとまりのある樹林地と農地の保全 ●市民が緑と農にふれあえる場づくり ●広域連携による多摩丘陵の緑の保全と活用の検討 [多摩川崖線軸]多摩川崖線・緑をつなぐプロジェクト ●多摩川崖線軸の骨格を形成する樹林地の保全 ●軸をつなげる緑化の推進 ●市民との協働による緑地管理の推進 [多摩川軸]多摩川を活かす緑のまちづくりプロジェクト ●総合的な多摩川の保全と活用の推進 ●多摩川と市街地の緑と水のネットワーク形成 ●多摩川と一体となった都市景観の向上 ●多摩川の自然環境の保全 [東京湾軸]緑と海の地球環境向上プロジェクト ▶ ●港にみどりの拠点を創出する ●千鳥町公共埠頭の再整備による緑の創出 ●臨海部における先導的な緑と水のまちなみ形成

【プロジェクトを支える50の基本施策】



【5つの基本方針】 【12のプロジェクト】

多様なみどり拠点による 風格のある都市の形成

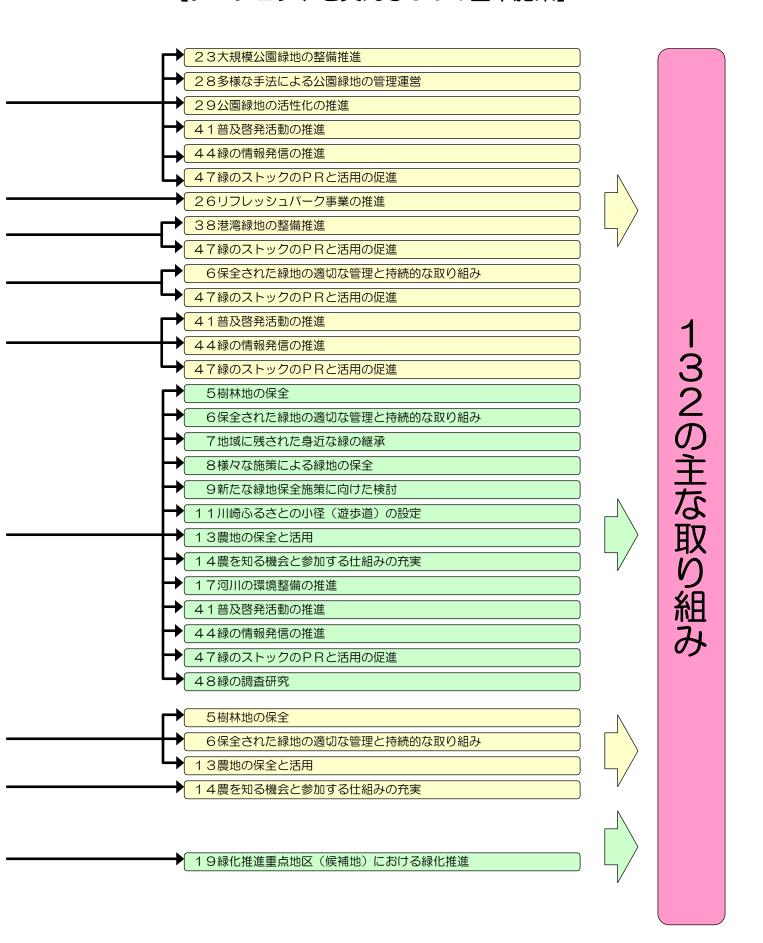
→ [緑の拠点]人と緑をつなぐふれあい拠点形成プロジェクト

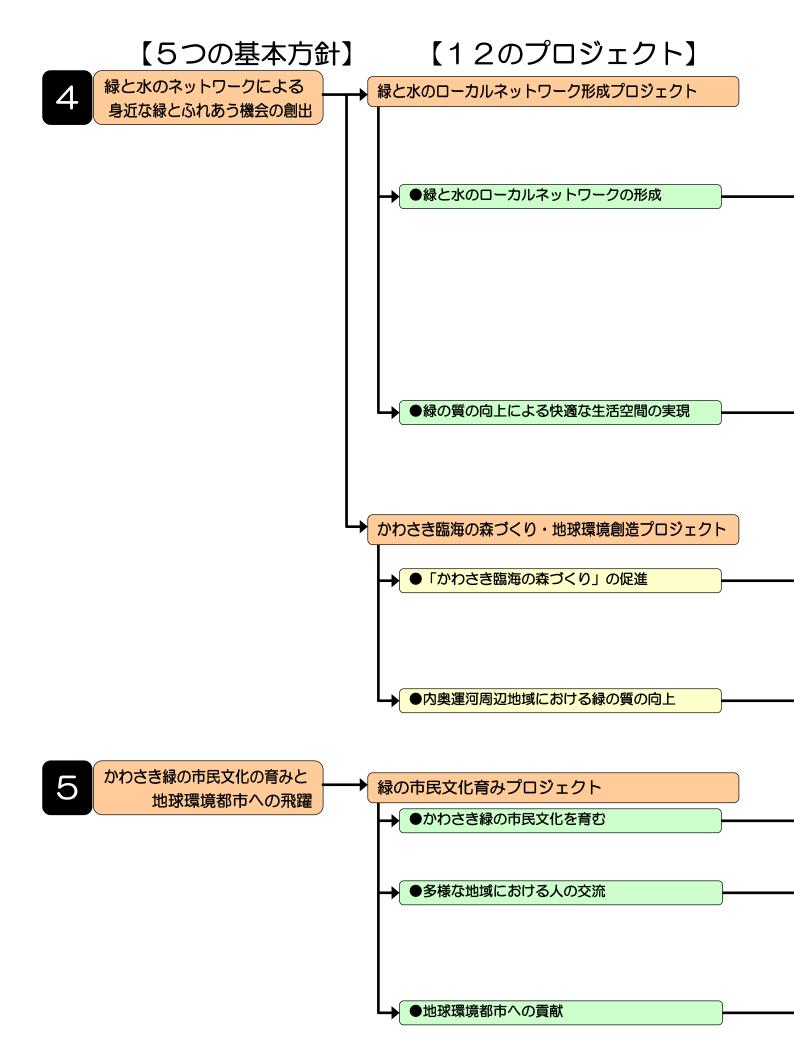
- ●大規模公園の整備推進と管理運営の充実
- ●地域の核となる地区公園等の機能の充実
- ●港湾緑地の整備推進
- ●市民参加による保全緑地の再生促進
- ●緑豊かな市民利用施設の機能充実
- [緑と農の3大拠点]里地・里山みらい継承プロジェクト
 - ●「農ある風景」の保全

[農と緑のふれあい拠点]農と緑のふれあい発信プロジェクト

- ●台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全
- ●地域住民や学校等との連携による農業理解の促進
- [緑の都市拠点]都市拠点・グリーンアッププロジェク
 - ▶ ●緑化推進重点地区(候補地)における緑化推進

【プロジェクトを支える50の基本施策】



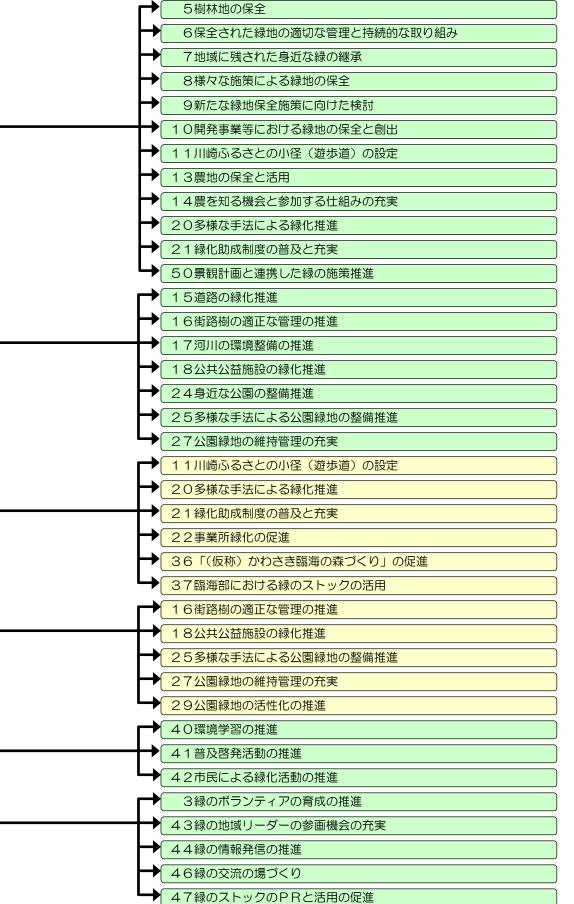












42市民による緑化活動の推進

49緑のリサイクルの推進

→ 48緑の調査研究

45緑の取り組みに対する表彰等の充実

【プロジェクトを支える50の基本施策】

1-2 12のプロジェクトの推進

緑の基本計画に示された各プロジェクトは、それぞれのプロジェクトが目指す方向性の中に、 50の基本施策と132の主な取り組みを位置づけています。その位置づけに基づく主な事業を 次に示します。

※50の基本施策は「1/50」等で施策番号を表示し、132の主な取り組みに関係する主な事業 を の枠内に記載しています。

緑を活かすマンパワーはつらつプロジェクト Pro1

~持続性のある市民活動を目指します~

様々な主体との協働による緑のまちづくりの促進

緑のステークホルダーの参加の促進と活動の推進に向けて次の取り組みを行います。

○緑のステークホルダーの参加の促進 ………………………… 1/50

- ・緑のステークホルダーの参加の促進を図ります。
- ・財団法人川崎市公園緑地協会の緑のボランティアセンター機能の充実を図ります。 また、機能充実に向けた運営支援を行います。
- ・緑化センター、生田緑地ばら苑等既存の施設を有効活用し、緑のボランティアの活動及 び情報収集の市民活動拠点の確保に努めます。
- ※132の主な取り組みの内、市民活動支援等に関連する取り組みを推進することにより 様々な緑のステークホルダーが参加する機会の輪を広げます。

○緑のボランティア活動の推進 …………………… 2/50

- 公園管理運営協議会の設立促進を図ります。
- ・街路樹等愛護会の持続的な活動を促進します。また、活動内容と支援策を検討します。
- ・緑の活動団体の登録を推進するとともに、活動に応じた支援を行います。
- ・保全緑地の再生と適切な植生管理を行うために市民参加による持続的な保全管理を促進 します。

Ⅱ 緑の協働への支援の充実

人材の育成を行いながら、地域主体の緑のまちづくりを次の取組みにより進めます。

- ・緑化推進リーダーや里山ボランティアの育成を目指した各種講座の開催を行います。
- ・緑への関心と知識を高めるために「かわさきガーデナー」の認定を推進します。
- ・地域の環境向上にむけて牽引力となる地域環境リーダーを育成します。

Ⅲ 協働により緑を「守り、育む」仕組みの充実

財団法人川崎市公園緑地協会の緑のボランティアセンター機能の充実を次の取り組みによ り進めます。また、緑に関する市民活動を充実させるために市民活動拠点の確保とその機能 の充実を図ります。

〇緑のボランティアセンター機能の充実 ···················· 4/50

- ・財団法人川崎市公園緑地協会の緑のボランティアセンター機能の充実を図ります。 また、機能充実に向けた運営支援を行います。
- ・緑化センター、生田緑地ばら苑等既存の施設を有効活用し、緑のボランティアの活動及 び情報収集の市民活動拠点の確保に努めます。

○緑の交流の場づくり ……………………………………… **46/50**

- ・市民活動拠点を活用し、市民交流イベント、環境学習、情報提供等の充実に努めます。
- ・様々な環境問題に取り組む環境総合研究所の設立を目指します。
- ・活動団体の交流を促進するために、市民主導型フォーラム等の支援に努めます。

多摩丘陵軸・緑をつなぐプロジェクト Pro2

~多摩丘陵軸のつながりを目指しながら様々な施策を講じます~

I まとまりのある樹林地と農地の保全

地権者の理解と協力を得ながら、緑地保全施策や農地保全施策などの連携を進めるととも に、保全緑地等の有効活用を図ります。

○樹林地の保全 …………………………………………… 5/50

・地権者の理解と協力を得ながら、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定などの様々な 緑地保全施策を講じ、多摩丘陵の樹林地の保全に努めます。

- ・緑地保全施策の推進にあたっては、湧水地等の保全に配慮します。
- ・地権者が持続的に樹林地を保有できる施策の組み合わせを検討し、その普及に努めます。
- ・農政部局やJAをはじめとした関係機関と連携し、緑地保全制度の普及と相互の情報交 換等に努めます。
- ・地権者の理解と協力を得るために緑地保全施策に関する地元説明会等を開催します。

- ・かわさき里地・里山ミュージアム構想の実現を図ります。
- ・事業者参画による保全緑地の管理運営を検討します。

○川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定 ・保全緑地、河川、公園や歴史的文化財等の自然的環境資源を有効活用し、多摩丘陵における農ある風景の継承を目指して「川崎ふるさとの小径(遊歩道)」の設定を検討します。また、コースの設定にあたっては、町田市や多摩市など多摩丘陵で隣接する地域の環境資源にも配慮します。

○農地の保全と活用 ………………………………………………………13/50

・農業振興地域における農地の保全と活用に努めます。

○大規模公園緑地の整備推進 ………………………… 23/50

・多摩丘陵軸の「緑の拠点」である早野聖地公園等の整備を推進します。

Ⅱ 市民が緑と農にふれあえる場づくり

保全された緑地等を活用し、緑と農にふれあえる場づくりに努めます。

○保全された緑地の適切な管理と持続的な取り組み …………… 6/50

- ・保全緑地の将来像を明らかにし、適切な管理を進めるために、市民参加による保全管理 計画の策定を進めます。
- ・保全緑地の再生と適切な植生管理を行うために市民参加による持続的な保全管理を促進します。

○農を知る機会と参加する仕組みの充実 …………………………… 14/50

- ・体験型農園の普及促進を行います。
- ・農に参加し支えようとする市民を農地の保全に向けた大切なサポーターとし、援農ボランティア等の育成を図ります。
- ・地域振興が期待される農に関するイベント等の開催や支援を行います。

Ⅲ 広域連携による多摩丘陵の緑の保全と活用の検討

多摩・三浦丘陵における「木もれ日のみどりと海に輝くみどりをつなぐ仕組みづくり」の 検討とともに、「みどりはつなぎ手」という共通認識のもと「新たなコモンズの再生」を目指 し、関係自治体の意識の共有化と情報交換を進めます。

○関係自治体との広域連携の推進 ………………………………………… 12/50

・多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議を開催します。

Pro3 多摩川崖線・緑をつなぐプロジェクト ~多摩川崖線のつながりを目指しながら様々な施策を講じます~ I 多摩川崖線の骨格を形成する樹林地の保全 公園・緑地の整備や緑化施策と連携しながら、多摩川崖線軸の緑のつながりの維持に努め ます。 ○樹林地の保全 …………………………………………… 5/50 ・地権者の理解と協力を得ながら、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定などの様々な 緑地保全施策を講じ、多摩川崖線の樹林地の保全に努めます。 ・緑地保全施策の推進にあたっては、湧水地等の保全に配慮します。 ・地権者が持続的に樹林地を保有できる施策の組み合わせを検討し、その普及に努めます。 ・農政部局やJAをはじめとした関係機関と連携し、緑地保全制度の普及と相互の情報交 換等に努めます。 ・地権者の理解と協力を得るために緑地保全施策に関する地元説明会等を開催します。 ・市民による緑地保全トラスト支援の検討を行います。 ・保全配慮地区における緑地保全指針の策定を行います。 事業者の意識高揚に向けた公表や顕彰制度の検討を行います。 ○川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定 ……………………… 11/50 ・保全緑地、河川、公園や歴史的資源等の自然的環境資源を有効活用し、多摩川崖線軸に おける緑と水のつながりを目指して「川崎ふるさとの小径(遊歩道)」の設定を検討しま す。 ○大規模公園緑地の整備推進 ……………………… 23/50 ・多摩川崖線軸の「緑の拠点」である生田緑地や緑ヶ丘霊園等の整備を推進します。 Ⅱ 軸をつなげる緑化の推進 緑地保全施策と併せて地域緑化運動の促進等により緑の創出を進め、多摩川崖線軸の緑の つながりの回復に努めます。

・地域主体による地域緑化推進地区計画の認定推進など、緑化制度普及を図ります。

・緑化指針による緑化の助言・指導を進めます。

······ **20**/50

〇保全された緑地の適切な管理と持続的な取り組み 6/50
・保全緑地の将来像を明らかにし、適切な管理を進めるために、市民参加による保全管理
計画の策定を進めます。
・保全緑地の再生と適切な植生管理を行うために市民参加による持続的な保全管理を促進
します。
Pro4 多摩川を活かす緑のまちづくりプロジェクト
~多摩川の保全と活用を進めます~
T. 你人也也会在现象很久上写用 。 继述
I 総合的な多摩川の保全と活用の推進
多摩川プランに示された重点エリアを中心に、多摩川の保全と活用を進めます。
○多摩川プランの推進 ····································
・市民、事業者など様々な主体の協力を得ながら、多摩川の保全と活用を進めます。
○夕度川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○多摩川エコミュージアムプランの推進 ····································
・NPO法人多摩川エコミュージアムとの協働により、二ヶ領せせらぎ館を拠点とした多
摩川流域における市民活動のネットワークの構築や多摩川の魅力を発信します。
○多摩川緑地の整備と維持管理の充実 ····································
・多摩川プランに基づき、利用者の視点から運動施設、駐車場、トイレ等の整備や維持管
理の充実に努めます。
性の元美に分めまり。
Ⅱ 多摩川と市街地の緑と水のネットワーク形成
多摩川流域の自然的環境資源を有効に活用し、緑と水のネットワーク形成を目指します。
○川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定 11/50
・保全緑地、公園、河川、歴史的資源等の自然的環境資源を有効活用し、多摩川と市街地
のつながりを高めるための「川崎ふるさとの小径(遊歩道)」の設定を検討します。
The state of the s

○緑化助成制度の普及と充実 ……………………… 21/50

多摩川崖線に存する保全された緑地等の再生を市民協働で進めます。

・緑化助成制度の普及促進を行います。

Ⅲ 市民との協働による緑地管理の推進

)多様な手法による緑化推進 20/50
	・多摩川やニヶ領用水沿いの地域においては、地域主体による地域緑化推進地区計画の認
	定推進などを行い、多摩川と市街地が一体となった緑と水が実感できるまちづくりを目
	指します。
Ш	多摩川と一体となった都市景観の向上
	多摩川景観形成ガイドラインの主旨に沿った地域緑化を促進します。
С)緑化推進重点地区における緑化推進 ························· 19/50
	・多摩川に近接する小杉地区緑化推進重点地区の持続的な緑化推進に努めます。
\subset)多様な手法による緑化推進
O	・多摩川景観形成ガイドラインの趣旨に沿いながら、多摩川沿川地域における地域緑化を
	促進し、緑と水が調和した景観づくりに努めます。
)事業所緑化の促進 22/50
	・多摩川の景観向上に寄与する事業所との緑化協定の締結を促進します。
	・みどりの事業所推進協議会への加盟拡大に努めます。
	1000000000000000000000000000000000000
IV	多摩川の自然環境の保全
	多摩川河口の自然環境の保全に向けた取り組みを国と連携しながら進めます。
C)多摩川河口干潟の保全
_	
	・多摩川水系における環境教育のテキストを作成し、小中学校での環境学習に役立てます。
	・多摩川水系における環境教育のテキストを作成し、小中学校での環境学習に役立てます。 ・干潟を活用した環境学習や生物観察会などを開催します。
Pr	
Pr	・干潟を活用した環境学習や生物観察会などを開催します。
	・干潟を活用した環境学習や生物観察会などを開催します。 o 5 緑と海の地球環境向上プロジェクト ~東京湾軸(臨海部)の「緑の拠点」となる港湾緑地等の整備を推進します~
P r	・干潟を活用した環境学習や生物観察会などを開催します。 o 5 緑と海の地球環境向上プロジェクト ~東京湾軸(臨海部)の「緑の拠点」となる港湾緑地等の整備を推進します~ 港にみどりの拠点を創出する
	・干潟を活用した環境学習や生物観察会などを開催します。 o 5 緑と海の地球環境向上プロジェクト ~東京湾軸(臨海部)の「緑の拠点」となる港湾緑地等の整備を推進します~
I	・干潟を活用した環境学習や生物観察会などを開催します。 o 5 緑と海の地球環境向上プロジェクト
I	 ・干潟を活用した環境学習や生物観察会などを開催します。 o 5 緑と海の地球環境向上プロジェクト ・東京湾軸(臨海部)の「緑の拠点」となる港湾緑地等の整備を推進します~ 港にみどりの拠点を創出する 港湾緑地等の整備推進を図ります。 節海部における緑のストックの活用
I	・干潟を活用した環境学習や生物観察会などを開催します。 o 5 緑と海の地球環境向上プロジェクト
I	 ・干潟を活用した環境学習や生物観察会などを開催します。 o 5 緑と海の地球環境向上プロジェクト ・東京湾軸(臨海部)の「緑の拠点」となる港湾緑地等の整備を推進します~ 港にみどりの拠点を創出する 港湾緑地等の整備推進を図ります。 節海部における緑のストックの活用
I	 ・干潟を活用した環境学習や生物観察会などを開催します。 o 5 緑と海の地球環境向上プロジェクト ・東京湾軸(臨海部)の「緑の拠点」となる港湾緑地等の整備を推進します~ 港にみどりの拠点を創出する 港湾緑地等の整備推進を図ります。 協海部における緑のストックの活用 ・臨海部における街路樹等の再整備を通して、臨海部の景観向上を図ります。

○新たな緑地の創出	70	/5N
	37 /	′ フU

・浮島1期地区における新たな緑地の創出に向けた検討を進めます。

Ⅱ 千鳥町公共埠頭再整備による緑の創出

千鳥町公共埠頭の再整備の機会を捉えた緑の創出を検討します。

○川崎港千鳥町再整備計画に合わせた緑地空間の確保と充実 ………… 34/50

・川崎港千鳥町再整備の基本的な考え方に基づく施策展開の検討を行います。

Ⅲ 臨海部における先導的な緑と水のまちなみ形成

土地利用の再編機会等を捉えながら地域緑化の促進を行います。

○臨海都市拠点の土地利用再編機会を捉えた緑と水のまちなみ形成……… 35/50

・川崎殿町・大師河原地区、浜川崎駅周辺地区の緑化推進重点地区計画の策定は、次期実 施計画での位置づけに向けた検討を行います。

Pro6 人と緑をつなぐふれあい拠点形成プロジェクト

~ 「緑の拠点」の整備と特徴を活かした機能の充実を図ります~

大規模公園の整備推進と維持管理の充実

富士見公園、等々力緑地、生田緑地、菅生緑地等の大規模公園緑地の整備を行うとともに、 それぞれの公園緑地の特徴が効果的に発揮される維持管理等の充実を図ります。

- ・富士見公園は、富士見周辺地区整備基本構想に即しながら再整備計画を策定します。
- ・等々力緑地は、スポーツの拠点としての充実を図るとともに、小杉地区の再開発等を視 野に入れた公園整備計画の策定を行い、それに基づいた整備の推進を図ります。
- ・生田緑地は、生田緑地整備基本計画に基づく東口等のサイン整備や噴水広場、初山地区 の整備を進めると共に、周遊散策路を含めた生田緑地整備実施計画を策定し、それに基 づいた整備の推進を図ります。
- ・菅生緑地は、西地区を中心とした広場整備を推進します。
- ・墓園である早野聖地公園、緑ヶ丘霊園は、墓所及び園内環境の整備を進めます。

- ・公園緑地の管理にあたっては、可能な限り市民との協働を図ります。
- ・生田緑地の効果的な管理運営を進めるためにパークマネジメントを構築します。

	・公園施設の有効活用を図るため、プールやつり池等のあり方について検討します。
	・生田緑地内ばら苑等の適切な維持管理の向上を図り、公園の持つ特性を効果的に引き出
	します。
	・生田緑地ゴルフ場を市民のレクリエーションの場として有効活用を図ります。また、ク
	ラブハウスの建設にあたっては、市民利用施設としての機能拡充に配慮します。
_	AL → →1. →1. →1. →1. →1. →1. →1.
O	普及啓発活動の推進41/50
	・緑に関するイベント等の開催を推進します。
0	緑の情報発信の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・緑のリーフレット等の充実に努めます。
0	緑のストックのPRと活用の推進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	・シティセールスの観点から、施設の有効活用とPRを推進します。
I	地域の核となる地区公園等の機能の充実
	老朽化した地区公園等の再整備を市民参加により進めます。
0	リフレッシュパーク事業の推進 26/50
	・御幸公園の整備を行います。整備にあたっては、国のスーパー堤防整備事業と調整を図
	ります。
Ш	港湾緑地の整備推進
	港湾緑地の整備を推進します。
0	港湾緑地の整備推進 38/50
	・東扇島東公園の開園を行います。
	・港湾緑地の維持管理の向上に努めます。
	・浮島1期地区に港湾緑地の創出を検討します。
	・ちどり公園の活性化については、川崎港千鳥町再整備の基本的な考え方に沿いながら施
	策展開の検討を行います。
0	緑のストックの P R と活用の促進 ··················· 47/50
	・シティセールスの観点から、港湾緑地等の有効活用とPRを推進します。

○公園緑地の活性化の推進 …………………………29/50

Ⅳ 市民参加による保全緑地の再生促進

保全緑地の適切な管理を進めるために、市民活動と連携した取り組みを進めます。

○保全された緑地の適切な管理と持続的な取り組み …………… 6/50

- ・保全緑地の将来像を明らかにし、適切な管理を進めるために、市民参加を基本とした保 全管理計画の策定を進めます。
- ・保全緑地の再生と適切な植生管理を行うために市民参加による持続的な保全管理を促進します。
- ○緑のストックのPRと活用の促進 ························ 47/50

・シティセールスの観点から、保全緑地の有効活用とPRを推進します。

V 緑豊かな市民利用施設の機能充実

緑化センター、フルーツパーク、川崎マリエンの特徴を活かした施設機能の充実とPRを 進めます。

- ○普及啓発活動の推進 ············ 41/50
 - ・それぞれの施設の特徴を活かした有効活用(イベント等の開催)に努めます。
- ○緑の情報発信の推進 …… 44/50
 - ・パンフレット等の充実を図りながら、施設のPRに努めます。
- ○緑のストックのPRと活用の促進 ······· 47/50
 - ・シティセールスの観点から、市民利用施設の有効活用とPRを推進します。

Pro7 里地・里山みらい継承プロジェクト

~農ある風景の継承に努めます~

I 農ある風景の保全

縁と農の3大拠点である黒川、岡上、早野地区の「農ある風景」の継承に努めます。

- ○樹林地の保全 …………………………5/50
 - ・地権者の理解と協力を得ながら特別緑地保全地区や緑の保全地域などの様々な緑地保全 施策を講じ、農ある風景の継承に努めます。

〇保全された緑地の適切な管理と持続的な取り組み 6/5	D
・保全された緑地の将来像を明らかにし、適切な管理を進めるために、市民参加を基本の	느 .
した保全管理計画の策定を進めます。	
・保全緑地の再生と適切な植生管理を行うために市民参加による持続的な保全管理を促む	隹
します。	,
○地域に残された身近な緑の継承 7/5	0
・地権者の理解と協力を得ながら保存樹木、保存樹林、保存生垣等の指定に努めます。	
○様々な施策による緑地の保全 8/5	D
・緑地保全施策の推進にあたっては、湧水地等の保全に配慮します。	
・地権者が持続的に山林を保有できる施策の組み合わせを検討し、その普及に努めます。	
・農政部局やJAをはじめとした関係機関との連携を推進し、効果的な施策展開を目指	
ます。	
・地権者の理解と協力を得るために緑地保全施策に関する地元説明会等を開催します。	
○新たな緑地保全施策に向けた検討 9/5	D
・かわさき里地・里山ミュージアム構想の実現を図ります。	
・企業参画による保全緑地の管理運営を検討します。	
	_
○川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定 11/5	D
・保全緑地、河川、公園や歴史的文化財等の自然的環境資源を有効活用し、農ある風景の	り
継承を目指した「川崎ふるさとの小径(遊歩道)」の設定を検討します。	
また、コースの設定にあたっては、町田市や多摩市など多摩丘陵で隣接する地域の環境	竟
資源にも配慮します。	
	_
○農地の保全と活用13/5	D
・農業振興地域の地域振興を基本に、農ある風景を継承する農地の保全と活用を進めます。	
○農を知る機会と参加する仕組みの充実 14/5	D
・体験型農園の普及促進を図ります。	
・農に参加し支えようとする市民を農地の保全に向けた大切なサポーターとし、援農ボ	ラ
ンティア等の育成を図ります。	
・農の寺子屋等を通して、市民の農への関心を高め、自らが農業を支援する人材の育成を	至
進めます。	

・地域振興が期待される農に関するイベント等の開催や支援を行います。

○河川の環境整備の推進····································	50
・適切な河川の維持管理を推進します。	
・水辺地等を活用した環境学習を実施します。	
・水辺環境保全に向けた河川の水質調査を実施します。	
○普及啓発活動の推進41/2	50
・農ある風景の保全や地域振興に寄与するイベント等の開催を推進します。	
○毎の棲却な尽の批准・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○緑の情報発信の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
・農ある風景を継承する緑のリーフレット等の充実に努めます。	
○緑のストックのPRと活用の推進 ·························· 47 /	50
・シティセールスの観点から、保全緑地等の自然的環境資源の有効活用とPRを推進し	ま
す。	
○緑の調査研究48/	50
・市民協働による動植物分布調査を実施し、生物の生育生息地等の保全に向けた公園網	
等の整備モデルを検討します。	
~久末地区の緑地等の保全に努めます~	
I 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全	
I 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全 久末地区に残された樹林地と農地の一体的な保全に努め、営農環境を維持しながら地域	環
I 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全	立 環
I 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全 久末地区に残された樹林地と農地の一体的な保全に努め、営農環境を維持しながら地域 境の向上を目指します。	
 Ⅰ 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全 	50
 I 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全 久末地区に残された樹林地と農地の一体的な保全に努め、営農環境を維持しながら地域境の向上を目指します。 ○樹林地の保全 ・地権者の理解と協力を得ながら、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定などの様々 	50
 I 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全 久末地区に残された樹林地と農地の一体的な保全に努め、営農環境を維持しながら地域境の向上を目指します。 ○樹林地の保全 	50
 I 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全	50
 Ⅰ 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全 久末地区に残された樹林地と農地の一体的な保全に努め、営農環境を維持しながら地域境の向上を目指します。 ○樹林地の保全 ・地権者の理解と協力を得ながら、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定などの様々緑地保全施策を講じ、農地と一体となった樹林地の保全に努めます。 ○保全された緑地の適切な管理と持続的な取り組み 	50 な 50
 Ⅰ 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全 久末地区に残された樹林地と農地の一体的な保全に努め、営農環境を維持しながら地域境の向上を目指します。 ○樹林地の保全 ・地権者の理解と協力を得ながら、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定などの様々緑地保全施策を講じ、農地と一体となった樹林地の保全に努めます。 ○保全された緑地の適切な管理と持続的な取り組み ・保全緑地の将来像を明らかにし、適切な管理を進めるために、市民参加を基本とした 	50 な 50
I 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全	50 な 50 (保
I 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全	50 な 50 (保
I 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全	50 な 50 (保
I 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全	50 (な 50 (保 進
I 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全	50 (な 50 (保 進

Ⅱ 地域住民や学校等との連携による農業理解の促進
○農を知る機会と参加する仕組みの充実
・農に関するイベントや品評会等の開催、支援を行います。
Pro9 都市拠点グリーンアッププロジェクト
~都市拠点の緑化推進を図ります~ ~
I 緑化推進重点地区(候補地)における緑化推進
禄化推進重点地区及び候補地の重点的な緑化推進を図ります。
○緑化推進重点地区(候補地)における緑化推進 ···················· 19 / 50
・川崎駅周辺地区、小杉地区、新百合丘地区の緑化推進重点地区においては市民、事業者
等の参加による持続的な緑化の促進を行います。
・溝口駅周辺地区は、緑化推進重点地区計画を策定し、地域緑化に関する事業を行います。
・新たに2地区の候補地を選定し、新たな緑化重点地区計画を市民参加により策定します
(登戸地区、鷺沼地区を予定しています)。
Pro10 緑と水のローカルネットワーク形成プロジェクト
~4つのエリアの地域緑化等を促進し、緑と水のネットワーク形成を図ります~ <u></u>
I 緑と水のローカルネットワークの形成
地域ぐるみによる緑の創出・育成を進めるために、軸、拠点等の周辺地域における「地域
緑化」の促進や身近な緑の保全継承に努めます。
○樹林地の保全
・地権者の理解と協力を得ながら、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定などの様々な
緑地保全施策を講じ、樹林地の保全に努めます。
〇保全された緑地の適切な管理と持続的な取り組み ····································
(・保全された緑地の将来像を明らかにし、適切な管理を進めるために、市民参加を基本と
した保全管理計画の策定を進めます。
・保全緑地の再生と適切な植生管理を行うために市民参加による持続的な保全管理を促進
Ust.
・緑地保全協力者への助成制度のあり方を再検討し、持続的で効果的な支援手法を目指し、、、
ます。
○地域に残された身近な緑の継承 ····································
○地域に残された身近な緑の継承 7/50

・地権者の理解と協力を得ながら保存樹木、保存樹林、保存生垣等の指定に努めます。

・地権者が持続的に山林を保有できる施策の組み合わせを検討し、その普及に努めます。
・農政部局やJAをはじめとした関係機関との連携を推進し、効果的な施策展開を目指し
ます。
・地権者の理解と協力を得るために緑地保全施策に関する地元説明会等を開催します。
○新たな緑地保全施策に向けた検討······9/50
(・市民による緑地保全トラスト支援の検討を行います。
・保全配慮地区における緑地保全指針の策定を行います。
・事業者の意識高揚に向けた公表や顕彰制度の検討を行います。
○開発事業等における緑地の保全と創出
・自然的環境保全配慮の助言指導の充実を行います。
・保全配慮地区における 3,000 ㎡以上の開発行為においては、樹木の保存に努めます。
○川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定
・保全緑地、公園、河川、歴史的資源等の自然的環境資源を有効活用し、緑と水のネット
ワークの向上を目指した「川崎ふるさとの小径(遊歩道)」の設定を検討します。
ラークの同工を目指した「川崎かるでとの小生(近夕近)」の放足を検的しより。
○農地の保全と活用 ······ 13/50
・農地の保全と活用を進めます。
・環境保全型農業の普及促進を図ります。
○農を知る機会と参加する仕組みの充実 14/50
・体験型農園の普及促進を図ります。
・農に参加し支えようとする市民を農地の保全に向けた大切なサポーターとし、援農ボラ
ンティア等の育成を図ります。
・農の寺子屋等を通して、市民の農への関心を高め、自らが農業を支援する人材の育成を
進めます。
・地域振興が期待される農に関するイベント等の開催や支援を行います。

○様々な施策による緑地の保全 …… 8/50

・緑地保全施策の推進にあたっては、湧水地等の保全に配慮します。

・都市緑地法による緑地協定制度の普及を図ります。 ・都市計画法による緑地協定制度の普及を図ります。 ・都市計画法による地区計画制度の普及を図るとともに地域主体の緑の創出育成を促進します。 ・地区計画等形態意匠条例の制定とその趣旨に沿った緑の景観づくりを進めます。 ・地域緑化推進地区計画の作成支援と認定を促進します。 ・事業者による公開空地の創出にあたっては、地域環境の向上に配慮した助言・指導を行います。 ・事業者による公開空地の創出にあたっては、地域環境の向上に配慮した助言・指導を行います。 ・屋上緑化をはじめとした様々な緑化助成制度の普及促進を行います。 ・	(・開発行為等において緑化指針により適切な緑化指導を行います。
・都市計画法による地区計画制度の普及を図るとともに地域主体の緑の創出育成を促進します。 ・地区計画等形態意匠条例の制定とその趣旨に沿った緑の景観づくりを進めます。 ・地域緑化推進地区計画の作成支援と認定を促進します。 ・事業者による公開空地の創出にあたっては、地域環境の向上に配慮した助言・指導を行います。 ・承と、をはじめとした様々な緑化助成制度の普及促進を行います。 ・屋上緑化をはじめとした様々な緑化助成制度の普及促進を行います。 ・景観計画と連携した施策展開 50/50 ・景観計画の趣旨に沿った緑の保全及び緑化の推進を進めます。 ・多摩川景観形成ガイドラインの趣旨に沿った地域緑化を促進します。 縁の質の向上による快適な生活空間の実現 緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川をはじめとした公共施設緑化の推進に努めます。 また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 ・道路を備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 ・清路樹の適正な管理の推進 15/50 ・街路樹の適正な管理の推進 16/50 ・街路樹の適正な管理の推進 16/50 ・海路樹質理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。 ・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ・不瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・原生川の環境整備の推進 17/50		・都市緑地法による緑化地域の指定に取り組みます。
ます。 ・地区計画等形態意匠条例の制定とその趣旨に沿った緑の景観づくりを進めます。 ・地域緑化推進地区計画の作成支援と認定を促進します。 ・事業者による公開空地の創出にあたっては、地域環境の向上に配慮した助言・指導を行います。 ・屋上緑化をはじめとした様々な緑化助成制度の普及促進を行います。 ・屋上緑化をはじめとした様々な緑化助成制度の普及促進を行います。 ・景観計画の趣旨に沿った緑の保全及び緑化の推進を進めます。 ・多摩川景観形成ガイドラインの趣旨に沿った地域緑化を促進します。 縁の質の向上による快適な生活空間の実現 緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川をはじめとした公共施設緑化の推進に努めます。 また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 ・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 ・街路樹の適正な管理の推進 ・海路樹で理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。 ・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ・河川の環境整備の推進 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・麻生川の環境整備の推進 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・原生川の環境整備の推進 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・原生川の環境整備の推進 ・ア瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・原生川の環境整備の推進 ・ア瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・原生川の環境整備の推進 ・ア瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。		・都市緑地法による緑地協定制度の普及を図ります。
 ・地区計画等形態意匠条例の制定とその趣旨に沿った緑の景観づくりを進めます。 ・地域緑化推進地区計画の作成支援と認定を促進します。 ・事業者による公開空地の創出にあたっては、地域環境の向上に配慮した助言・指導を行います。 ○緑化助成制度の普及と充実 ・屋上緑化をはじめとした様々な緑化助成制度の普及促進を行います。 ・屋上緑化をはじめとした様々な緑化助成制度の普及促進を行います。 ・ 景観計画と連携した施策展開 ・ 景観計画の趣旨に沿った緑の保全及び緑化の推進を進めます。 ・ 多摩川景観形成ガイドラインの趣旨に沿った地域緑化を促進します。 ・ 移の質の向上による快適な生活空間の実現緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川をはじめとした公共施設緑化の推進に努めます。 また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 ・ 道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 ・ 道路樹の適正な管理の推進 15/50 ・ 街路樹の適正な管理の推進 ・ 「街路樹の適正な管理の推進 ・ 「海路樹の進度生産の情路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ・ 実監幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ・ 平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・ 平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・ 「ア・河川の環境整備の推進 ・ 下・河川の環境整備を進めます。 ・ 「中瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・ 「中瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 		・都市計画法による地区計画制度の普及を図るとともに地域主体の緑の創出育成を促進し
 ・地域緑化推進地区計画の作成支援と認定を促進します。 ・事業者による公開空地の創出にあたっては、地域環境の向上に配慮した助言・指導を行います。 ○緑化助成制度の普及と充実 ・屋上緑化をはじめとした様々な緑化助成制度の普及促進を行います。 ○景観計画と連携した施策展開 ・多摩川景観形成ガイドラインの趣旨に沿った地域緑化を促進します。 ・多摩川景観形成ガイドラインの趣旨に沿った地域緑化を促進します。 緑の質の向上による快適な生活空間の実現緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川をはじめとした公共施設緑化の推進に努めます。また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 ○道路の緑化 ・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 ・街路樹の適正な管理の推進 ・ 体路幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ・ 狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ・ 平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		ます。
・事業者による公開空地の創出にあたっては、地域環境の向上に配慮した助言・指導を行います。 ○縁化助成制度の普及と充実 ・屋上緑化をはじめとした様々な緑化助成制度の普及促進を行います。 ○景観計画と連携した施策展開 ・多摩川景観形成ガイドラインの趣旨に沿った地域緑化を促進します。 ・多摩川景観形成ガイドラインの趣旨に沿った地域緑化を促進します。 縁の質の向上による快適な生活空間の実現 緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川をはじめとした公共施設緑化の推進に努めます。 また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 ○道路の緑化 ・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 ○街路樹の適正な管理の推進 「16/50 ・街路樹で適正な管理の推進 「16/50 ・海路樹で理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。 ・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ○河川の環境整備の推進 「7/50 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・麻生川の環境整備を進めます。		・地区計画等形態意匠条例の制定とその趣旨に沿った緑の景観づくりを進めます。
○緑化助成制度の普及と充実 21/50 ・屋上緑化をはじめとした様々な緑化助成制度の普及促進を行います。 ○景観計画と連携した施策展開 50/50 ・景観計画の趣旨に沿った緑の保全及び緑化の推進を進めます。 ・多摩川景観形成ガイドラインの趣旨に沿った地域緑化を促進します。 緑の質の向上による快適な生活空間の実現 緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川をはじめとした公共施設緑化の推進に努めます。 また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 ○道路の緑化 15/50 ・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 ・街路樹の適正な管理の推進 16/50 ・街路樹の適正な管理の推進 16/50 ・海路樹の適正な管理の推進 17/50 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・麻生川の環境整備の推進 17/50 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。		・地域緑化推進地区計画の作成支援と認定を促進します。
 ○緑化助成制度の普及と充実 ・屋上緑化をはじめとした様々な緑化助成制度の普及促進を行います。 ○景観計画と連携した施策展開 ・身欒別景観形成ガイドラインの趣旨に沿った地域緑化を促進します。 ・多摩別景観形成ガイドラインの趣旨に沿った地域緑化を促進します。 緑の質の向上による快適な生活空間の実現緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川をはじめとした公共施設緑化の推進に努めます。また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 ○道路の緑化 ・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 ・ 資路樹の適正な管理の推進 ・ 狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ○河川の環境整備の推進 ・ 平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・ 麻生川の環境整備を進めます。 ・ 年期の環境整備を進めます。 ・ 二ヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。 		・事業者による公開空地の創出にあたっては、地域環境の向上に配慮した助言・指導を行
・屋上緑化をはじめとした様々な緑化助成制度の普及促進を行います。		います。
・屋上緑化をはじめとした様々な緑化助成制度の普及促進を行います。	(
○景観計画と連携した施策展開 50/50 ・景観計画の趣旨に沿った緑の保全及び緑化の推進を進めます。 ・多摩川景観形成ガイドラインの趣旨に沿った地域緑化を促進します。 縁の質の向上による快適な生活空間の実現 緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川をはじめとした公共施設緑化の推進に努めます。 また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 ○道路の緑化 15/50 ・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 ・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。 ・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ○河川の環境整備の推進 17/50 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・麻生川の環境整備を進めます。 ・二ヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。	〇 糸	录化助成制度の普及と充実 21/50
・景観計画の趣旨に沿った緑の保全及び緑化の推進を進めます。 ・多摩川景観形成ガイドラインの趣旨に沿った地域緑化を促進します。 縁の質の向上による快適な生活空間の実現 緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川をはじめとした公共施設緑化の推進に努めます。また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 ○道路の緑化 15/50 ・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 ○街路樹の適正な管理の推進 16/50 ・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。 ・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ○河川の環境整備の推進 17/50 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・エケ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。		・屋上緑化をはじめとした様々な緑化助成制度の普及促進を行います。
・景観計画の趣旨に沿った緑の保全及び緑化の推進を進めます。 ・多摩川景観形成ガイドラインの趣旨に沿った地域緑化を促進します。 縁の質の向上による快適な生活空間の実現 緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川をはじめとした公共施設緑化の推進に努めます。また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 ○道路の緑化 15/50 ・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 ○街路樹の適正な管理の推進 16/50 ・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。 ・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ○河川の環境整備の推進 17/50 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・エケ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。		
・多摩川景観形成ガイドラインの趣旨に沿った地域緑化を促進します。 緑の質の向上による快適な生活空間の実現 緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川をはじめとした公共施設緑化の推進に努めます。 また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 道路の緑化 ・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 ・街路樹で理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。 ・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ○河川の環境整備の推進 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・麻生川の環境整備を進めます。 ・原生川の環境整備を進めます。 ・エヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。	〇身	景観計画と連携した施策展開
緑の質の向上による快適な生活空間の実現 緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川をはじめとした公共施設緑化の推進に努めます。また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 「道路の緑化 15/50 ・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 「街路樹の適正な管理の推進 16/50 ・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 「河川の環境整備の推進 17/50 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。・ 平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。・ 不生川の環境整備を進めます。・ 二ヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。		・景観計画の趣旨に沿った緑の保全及び緑化の推進を進めます。
緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川をはじめとした公共施設緑化の推進に努めます。また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 「道路の緑化 15/50 ・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 「街路樹の適正な管理の推進 16/50 ・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 「河川の環境整備の推進 17/50 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。・ 平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。・ 元ヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。		・多摩川景観形成ガイドラインの趣旨に沿った地域緑化を促進します。
緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川をはじめとした公共施設緑化の推進に努めます。また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 「道路の緑化 15/50 ・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 「街路樹の適正な管理の推進 16/50 ・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 「河川の環境整備の推進 17/50 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。・ 平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。・ 元ヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。		
めとした公共施設緑化の推進に努めます。 また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 「道路の緑化 15/50 ・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 「街路樹の適正な管理の推進 16/50 ・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。 ・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 「河川の環境整備の推進 17/50 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・麻生川の環境整備を進めます。 ・ニケ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。	I A	录の質の向上による快適な生活空間の実現
また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。 「道路の緑化 15/50 ・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 「街路樹の適正な管理の推進 16/50 ・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。 ・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 「河川の環境整備の推進 17/50 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・麻生川の環境整備を進めます。 ・ニヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。		緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川をはじ
 ○道路の緑化 15/50 ・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 ○街路樹の適正な管理の推進 16/50 ・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。 ・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ○河川の環境整備の推進 17/50 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・麻生川の環境整備を進めます。 ・二ヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。 	X	っとした公共施設緑化の推進に努めます。
・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 ①街路樹の適正な管理の推進 ・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。 ・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ○河川の環境整備の推進 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・麻生川の環境整備を進めます。 ・二ヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。		また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。
・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。 ①街路樹の適正な管理の推進 ・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。 ・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ○河川の環境整備の推進 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・麻生川の環境整備を進めます。 ・二ヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。		
 ○街路樹の適正な管理の推進 ・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。 ・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ○河川の環境整備の推進 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・麻生川の環境整備を進めます。 ・二ヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。 	Οij	道路の緑化
・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。 ・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ○河川の環境整備の推進 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・麻生川の環境整備を進めます。 ・二ヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。		・道路整備の進捗に合わせながら街路樹の整備を進めます。
・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。 ・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ○河川の環境整備の推進 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・麻生川の環境整備を進めます。 ・ニケ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。		
・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。 ○河川の環境整備の推進・・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・麻生川の環境整備を進めます。 ・エケ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。	○往	「野樹の適正な管理の推進······16/50
 ○河川の環境整備の推進 ・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。 ・麻生川の環境整備を進めます。 ・ニヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。 		・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。
・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。・麻生川の環境整備を進めます。・二ヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。		・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、それに基いた管理を進めます。
・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。・麻生川の環境整備を進めます。・二ヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。		
・麻生川の環境整備を進めます。 ・二ヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。	O/F	可川の環境整備の推進
・二ヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。		・平瀬川支川の改修に合わせた環境整備を進めます。
		・麻生川の環境整備を進めます。
・市民と協働による河川の維持管理を進めます。		・二ヶ領用水円筒分水周辺の環境整備を進めます。
		・市民と協働による河川の維持管理を進めます。

○多様な手法による緑化推進 …………20/50

・公的住宅の改修等に合わせながら、敷地内の緑化を進めます。	
・学校の緑化は、ゴーヤー等による緑のカーテンを普及すると共に機会あるごとに壁面や	e,
屋上緑化の推進に配慮します。	
・幹線道路、河川、鉄道等を市街地の骨格を形成する景観軸として捉え、その軸線を活り	目
した緑の景観づくりを推進します。	
○身近な公園の整備推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24/56)
・歩いて行ける身近な公園の整備推進に努めます。	
○多様な手法による公園緑地の整備推進 ····································)
(・一定規模以上の開発行為等においては、公園緑地の整備を事業者に指導します。	
・長期間整備が滞っている公園緑地等の整備のあり方を検討します。	
・公園確保の有効な手法として、借地公園制度の活用を図ります。	
・公園整備を促進させる一手法として、PFI手法等民間活力を導入した事業方法を検討	寸
します。	
	_
〇公園緑地の維持管理の充実 ····································)
・公園施設管理計画(公園管理のアセットプログラム)の充実を図ります。	
・大規模公園緑地の維持管理の充実を図ります。	
・安心安全、子育て環境づくりの向上を目指した公園の維持管理を進めます。	
	_
Pro11 かわさき臨海の森づくり・地球環境創造プロジェクト	
~緑による臨海部の環境向上を目指します [~]	ر -
	_
I かわさき臨海の森づくりの促進	_
事業者と連携し、臨海部の環境向上を目指した「(仮称) かわさき臨海の森づくり」共同国	₫.
言を目指します。	
〇川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定 11/50	_
〇川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定 · ・ ・ 臨海部における近代化遺産、産業文化財、街路樹、港湾緑地等を有効活用し、開かれた	_
〇川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定 11/50	_
○川崎ふるさとの小径 (遊歩道) の設定 · 臨海部における近代化遺産、産業文化財、街路樹、港湾緑地等を有効活用し、開かれた 臨海部を目指した「川崎ふるさとの小径 (遊歩道)」の設定を検討します。	÷
 ○川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定 11/50 ・臨海部における近代化遺産、産業文化財、街路樹、港湾緑地等を有効活用し、開かれた 臨海部を目指した「川崎ふるさとの小径(遊歩道)」の設定を検討します。 ○多様な手法による緑化推進 20/50 	÷
 ○川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定 11/50 ・臨海部における近代化遺産、産業文化財、街路樹、港湾緑地等を有効活用し、開かれた臨海部を目指した「川崎ふるさとの小径(遊歩道)」の設定を検討します。 ○多様な手法による緑化推進 20/50 ・緑化指針による緑化に関する助言・指導を進めます。 	÷
 ○川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定 11/50 ・臨海部における近代化遺産、産業文化財、街路樹、港湾緑地等を有効活用し、開かれた 臨海部を目指した「川崎ふるさとの小径(遊歩道)」の設定を検討します。 ○多様な手法による緑化推進 20/50 	÷

○公共公益施設の緑化推進 …………………………………………18/50

・庁舎等の緑化推進を進めます。

○緑化助成制度の普及と充実	····· 21/50
・緑化助成制度の普及促進を行います。	
○事業所緑化の促進	························ 22 /50
(・臨海部事業所との緑化協定の締結拡大に努めます。	
・みどりの事業所推進協議会の加盟拡大に努めます。	
・川崎市特定工場緑地整備基本方針の見直しを進めます。	
○「(仮称) かわさき臨海の森づくり」の促進 ·················	··········· 36 /50
・「(仮称) かわさき臨海の森づくり」共同宣言を事業者と連携して行	います。
・共同宣言を実現させるために事業者と連携した地区別緑化計画の策	定に着手します。
○臨海部における緑のストックの活用 ····································	37/50
・地区別緑化計画を牽引するために、緑のインフラ(街路樹等)の再	
内奥運河周辺地域における緑の質の向上	
内奥運河周辺地域の住工混在地区については、街路樹や公園緑地の適	切か維持管理を推進
するとともに、地域のコンセンサスを得ながら公園施設の環境整備や活性	
	16/50
・街路樹管理マニュアルに沿った街路樹の維持管理を行います。	
・狭隘幅員歩道の街路樹管理のあり方を明確にし、その管理を進めま	す。
○公共公益施設の緑化推進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	······ 18/50
・庁舎等の緑化推進を進めます。	
○多様な手法による公園緑地の整備推進 ·······	············· 25 /50
・開発行為等による公園の整備推進を事業者に指導します。	23/30
・長期間整備が滞っている公園緑地等の整備のあり方を検討します。	
・公園確保の有効な手法として、借地公園制度の活用を図ります。	
	1 4 車坐十次4分割
・公園整備を促進させる一手法として、PFI手法等民間活力を導入	した事業力伝を快討
します。	
○公園緑地の維持管理の充実	············ 27 /50
・公園施設管理計画(アセットプログラム)の充実を図ります。	
・安心安全な子育て環境づくりの向上を目指した公園の維持管理を進	めます。
○公園緑地の活性化の推進	····· 29 /50
・地域のコンセンサスを得ながら農的活用など公園活性化策を検討し	ます。

Ι	かわさき緑の市民文化を育む
	市民主体の緑の地域活動を促進するための人材の育成や市民緑化運動の普及促進を図ります
0	環境学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・市民参加の動植物分布調査を実施します。
	・小学校高学年を対象とした環境副読本の作成と配布を行います。
	・保全緑地や多摩川を活用した環境学習を機会あるごとに進めます。
0	普及啓発活動の推進41/50
	・全国都市緑化フェアなど緑に関するイベント等に参加します。
	・植樹運動、花と緑の市民フェア、動物園まつり等の様々なイベントを企画、開催いたし
	ます。
0	市民による緑化運動の推進 … 42/50
	(・140万市民による植樹運動の推進を行います。
П	多様な地域における人との交流
	市民活動の輪を広げる人材育成や地域間交流を促進します。
0	緑のボランティアの育成の推進 ····································
	・緑化推進リーダーや里山ボランティアの育成を目指した各種講座の開催を行います。
	・緑への関心と知識を高めるためにかわさきガーデナー認定を促進します。
	・地域の環境向上にむけて牽引力となる人材育成に向けて地域環境リーダーを育成します。
\sim	
O	緑の地域リーダーの参画機会の充実 ····································
	・緑に関する講座修了者やかわさきマスターガーデナー等、様々な人材が活躍できる場の
	確保に努めます。
0	緑の情報発信の推進44/50
	・広報誌(あふれる緑等)、情報誌(緑のボランティア通信等)の発行や緑の市民活動に関
	するホームページの充実に努めます。

~「かわさき緑の市民文化」を育み、「地球環境都市かわさき」を目指します~

Pro12 緑の市民文化育みプロジェクト

ノネ /	录の交流の場づくり
	・緑化センター等の既存施設の有効活用と機能の充実を図り、緑のボランティア活動拠点の水田は関わます。
	の確保を図ります。
(・環境に関する研究や情報発信の拠点として、環境総合研究所の設立を目指します。
斧	录のストックのPRと活用の推進 ····································
	・シティセールスの観点から、施設の有効活用とPRを推進します。
ţ	也球環境都市への貢献
	緑の基本計画の推進による緑の保全と創出により、地球温暖化対策、生物多様性の保全、
j	「環型社会への構築に寄与します。
	市民による緑化運動の推進 ····································
	・140万市民による植樹運動の推進を行います。
衸	录の取り組みに対する表彰等の充実 ·························· 45/50
(・緑の保全及び緑化に関する表彰制度の充実に努め、地球環境に配慮した市民意識の高揚
	を目指します。
	・企業の環境配慮意識の向上を図るため、川崎市建築物環境配慮制度や(財)都市緑化基
	金による社会・環境貢献緑地評価システム等の普及促進を行います。
ŕ	录の調査研究4 8/50
	・定期的に自然的環境資源の分布調査を行います。(次期更新は平成23年度を予定)
	・緑地保全に関する斜面緑地総合評価、斜面緑地保全カルテの更新を行います。(次期更新
	は平成24年度を予定)
	・市民協働による動植物分布調査を行います。
	・(仮称) 動植物生息地保全指針の策定を行います。
'	(灰州) 動植物工心地体土相町の水だで刊いより。
衸	录のリサイクルの推進 ······ 49/50
(・大規模公園の整備における剪定枝等の有効活用を行います。
	・公園整備にあたっては、建設リサイクル法の主旨を反映させた資材の有効活用を図りま
	す。
	・剪定枝等のチップ化などについて、先進事例の調査を行い、関連する業界との意見交換
	を通して、緑のリサイクル事業の可能性とその仕組みを検討します。
	市民活動で発生する剪定枝や落ち葉などの有効活用等を地域の小さな循環として助言し、

普及します。

1-3 リーディング事業

緑の基本計画に示された基本方針 $1\sim5$ を推進するための牽引役として位置づけられたリーディング事業は、本実施計画の計画期間において、次の取り組みについて重点的に施策を展開します。

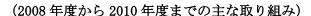
基が1:協働により緑を育む持続可能なしくみの構築の推進

〇 公園管理運営協議会の設立促進

地域活動の多様化や、住民自治、規制緩和等が 求められる中で、市民に身近な街区公園や緑道、 緑地では、これまでの除草清掃等だけでなく公園 の樹木の剪定や町会等の団体による盆踊りやゲー トボール等の利用調整などの管理運営が望まれて います。

こうしたことから、2004 年(平成 16) 年度から「地域の課題は地域で」の考え方を基本とした公園管理運営協議会の設立を進めています。

今後も、公園管理運営協議会の設立を促進します。



・新たに300公園に管理運営協議会を設置



〇 緑のボランティアセンター機能の充実

緑のボランティア活動をより効果的に支援していくことを目的として、2006 (平成 18) 年度から財団法人川崎市公園緑地協会に、緑のボランティアセンター機能が備わりました。

支援内容は、緑のボランティア活動に関する助成、アドバイス、情報の提供、ボランティアリーダー育成に関する各種講座の開催などを行っていますが、今後も、様々な市民活動のニーズに応えられる緑のボランティア拠点、協働のコーディネーターを目指して、その機能の充実に努めます。

(2008年度から2010年度までの主な取り組み)

- ・緑のボランテイアセンターの運営支援
- ・市民活動支援に関する制度の検討
- 都市緑化植物園の管理運営



基が2:地球環境に配慮した緑の軸の保全と創出の推進

〇 特別緑地保全地区の指定拡大

風致や景観に優れ、動植物の生息地として保全する必要がある緑地は、地権者の理解と協力を得ながら、都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定の拡大に努めます。

(2008年度から2010年度までの主な取り組み)

特別緑地保全地区の指定拡大



〇 川崎市多摩川プランの推進

2006 (平成 18) 年度に策定された、「川崎市多摩川プラン」は、総合的な多摩川に関する施策の展開を示しており、3つのリーディングプロジェクトと6箇所の重点エリアを設定し、計画の実効性を高めています。

本計画では、多摩川を魅力ある空間としていく ために、流域や支川、対岸を含め、流域全体を意 識して、このプランを推進します。

(2008年度から2010年度までの主な取り組み)

- ・二子橋周辺エリアの整備
- ・等々力・丸子橋地区周辺エリアの整備
- ・上平間・古市場周辺エリアの整備
- マラソンコース整備
- ・国のスーパー堤防や沿川市街地整備等にあわせた関係者との協議による並木の創出



基がはこる様なみどり拠点による風格のある都市の形成の推進

○ 大規模公園緑地の整備推進

公園・緑地等は、都市の安全性の確保、良好な 都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活 動や災害時における避難場所、物資の供給や救援 活動の拠点となります。

その中でも中枢を担う、大規模公園緑地については、次の公園・緑地等の整備を推進します。



(2008年度から2010年度までの主な取り組み)

- ・富士見公園:再整備計画等の策定
- ・等々力緑地:小杉地区全体のまちづくりを踏まえた等々力緑地のあり方の検討

陸上競技場メインスタンドの改修の検討

フロンターレ支援としての陸上競技場等維持補修

多目的広場等の整備

- ・ 生田緑地:周遊散策路整備計画を含めた生田緑地整備計画の検討及び策定
 - 東口・西口案内サイン整備

東口・初山地区広場整備

噴水広場整備

- · 菅生緑地: 西地区園路広場整備
- ・早野聖地公園:墓所整備、自然生態系観察型公園としての整備

O 緑化推進重点地区計画の策定

緑化推進重点地区候補地においては、地域の 様々な主体の参画により緑化推進重点地区計画を 策定し、効果的な緑の創出、育成に向けた取り組 みを推進します。

【候補地】

- ·川崎殿町·大師河原地区
- 浜川崎駅周辺地区
- 新川崎・鹿島田駅周辺地区
- 溝口駅周辺地区
- · 宫前平 · 鷺沼駅周辺地区
- ・登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区

(2008年度から2010年度までの主な取り組み)

- ・宮前平・鷺沼駅周辺地区、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の緑化計画の策定
- ・溝口駅周辺区の緑化リーディング事業の推進



〇 かわさき里地・里山ミュージアム構想の推進

緑と農の3大拠点である麻生区黒川、岡上、早野地区の農業振興地域には、農地やまとまりのある樹林地が一体となった「農ある風景」が残されていることから、この風景を次世代に継承するため、生物多様性の保全をはじめ、農を支える人々との関わり、そこで育まれた地域文化、里地・里山をテーマとした既存事業や活動を包括的に捉えた「かわさき里地・里山ミュージアム構想」の実現を地域の合意を得ながら推進します。



(2008年度から2010年度までの主な取り組み)

- ・川崎ふるさとの小径(遊歩道)の検討
- ・地域のイメージアップにつながる広報活動
- ・農業者・里山ボランテイアとの協働の推進

基材は、緑と水のネットワークによる身近な緑とふれあう機会の創出の推進

〇「(仮称) かわさき臨海の森づくり」の推進

臨海部に立地する事業所と行政が協働、連携し、 地域の環境改善と景観の向上のために、それぞれ のモチベーションを高め、相互の役割を認識する ための「(仮称) かわさき臨海の森づくり」共同宣 言を行うことを目指します。

また、共同宣言を具体化させるために、臨海部にふさわしい地域づくりの形成を目指し、事業所との連携により、それぞれの地区の特徴に配慮した「地区別緑化計画」を策定し、臨海部の環境改善を目指すものとして活用します。

(2008年度から2010年度までの主な取り組み)

- ・「(仮称) かわさき臨海の森づくり」共同宣言
- ・事業所と連携した地区別緑化計画の策定



〇 地域緑化推進地区認定の推進

地域緑化推進地区は、緑の条例に基づく緑化制度です。本制度は、まちの大半を占めている民有地を中心に、「地域の緑化をどう進めていくか、緑化された樹木等をどう管理していくか」などを住民自らが計画を定め、その計画に基づいて自主的な活動に取り組んでいくものです。地区の認定は、地区の代表者が地域緑化推進計画の案を作成し、市長の認定を受けることとなっています。

こうしたことから、本制度の普及、啓発や地域 緑化推進計画作成に向けた人材の育成を図るとと もに、認定に伴う新たな支援制度を検討します。



(2008年度から2010年度までの主な取り組み)

・地域緑化推進地区認定の推進

基が5:かわさき緑の市民文化の育みと地球環境都市への飛躍の推進

〇 140万市民による植樹運動の推進

ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上などに向けて、2005 (平成17) 年度から「市民による10万本植樹」運動を開始し、市民、事業者、NPO、大学等の研究機関、行政が協働により植樹運動を実施しています。今後も、この運動を更に拡大させながら、市民一人ひとりが緑を増やす植樹運動として、地球環境に配慮したまちづくりを推進します。



(2008年度から2010年度までの主な取り組み)

・10万本植樹(市民が進める森づくり)の実施

1-4 132の主な取り組みを支える事業の概要とその進行

この章では、132の主な取り組みを支える事業の概要とその進行を示します。

なお、132の主な取り組みを支える事業は、緑の創出等を主目的としない事業であっても、 間接的な関わりが望める事業についても提示しています。

注)表中事業名に付した黒丸印(●) は新実行計画における事業を示します。また、事業名末尾のアスタリスク(*) は緑の保全及び緑化の推進を目的とする事業であることを示します。

【緑の協働に関する施策】

① 緑のステークホルダーの参加の促進

〇 様々な主体の参加の促進

財団法人川崎市公園緑地協会のボランティアセンター機能としての充実を図り、様々な「緑のステークホルダー」の参加を促進し、その活動支援を図ります。

± ₩ 4	=======================================	ᄺ		目	標	
事業名	所管局	現 状	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 緑のステークホルダーの参加の促進 * 「緑のボランティア活動の推進」「緑のボランティア ンティアの育成の推進」「緑のボランティア センター機能の充実」の各基本施策の実 施により緑のステークホルダーの参加の 促進を図ります。	庁内関係局	各事業の実施による 緑のステークホルダー の参加の促進				•
● 緑のボランティアセンター運営事業(再掲) * (財)川崎市公園緑地協会の「緑のボランティアセンター」機能充実に向けた運営支援を行い、緑のボランティア団体等の技能向上や連携促進を図ります。	環境局		公園緑地協会に 設置された緑のボ ランティアセンター の運営支援			*
● 都市緑化植物園の管理・運営(再掲) * 緑化センターを都市緑化植物園として機能 の充実を図り、市民に憩いの場を提供する とともに、緑化手法や植物の手入れ方法な どについて普及・啓発を行います。また、 緑のボランティア活動の拠点としての機能 の充実を図ります。	環境局	・経済局からの移管の 実施 ・管理運営体制の確立 (人員、予算等)	管の実施	・基本的な施設整備 ・植物園管理運営 の充実 ・ボランティア拠 点として活動の充 実		*
○ ボランティアセンター機能の充実(再掲) * ボランティアセンター機能の充実を図り、緑 のボランティアの育成・参画機会の確保・ 支援を行い、多様な主体の参加を促進し ます。	環境局	市民活動支援	継続推進	緑化相談や講座 開催などのセン ター機能の充実		-

② 緑のボランティア活動の推進

〇 公園管理運営協議会の設立促進

市民に身近な街区公園や緑道・緑地については、除草作業等にとどまらず、公園の利用調整などの管理運営が望まれています。「地域の課題は地域で」の考え方を基本に、公園管理運営協議会の設立を促進すると共に、持続的な活動を行うための支援の充実等を図ります。

事業名	所管局 現 状 20	目標				
≠ ★ 1		5t 1/	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 協働による身近な公園緑地等の育成 * 市民にとって身近な街区公園の地元管理に向け、各公園に公園管理運営協議会を組織し、その活動を促進します。	環境局	直(計300公園)	新たに100公園に 管理運営協議会を 設置(計400公 園)	に管理運営協議	新たに100公園 に管理運営位議	全街区公園(約8 00ヶ所)で管理運 営協議会を設置

〇 街路樹等愛護会の充実

街路樹及びグリーンベルトの育成、その周辺の除草等の活動を自主的に行なう団体である街路樹等愛護会の活動が高く評価されるよう、その活動内容や支援のあり方について検討を行います。

事業名	所管局	現 状	日 標				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
〇 街路樹等愛護会事業 *							
街路樹等愛護会活動への支援を継続する とともに、現行制度の見直しを行います。	する	街路樹等愛護会 297団体	継続推進 支援のあり方につ・				
			いて検討				

○ 緑の活動団体の登録推進と支援

公開性の高い場所での緑化活動や緑地の保全活動に取り組んでいる緑の活動団体について、登録 団体の拡大促進や活動に対する支援を図ります。

事 業 名	所管局	現 状	目標				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
○ 緑の活動団体登録促進と支援 * 公開性の高い場所における植樹、花壇づくり等の緑化活動や緑の保全活動を行う 団体を緑の活動団体として登録促進する と共に活動内容に応じた支援を行います。	環境局	助成団体数: 207	助成団体数:220	助成団体数:230	助成団体数: 240	助成団体数:250	

〇 かわさき緑レンジャーとの連携

市域の保全緑地内において、樹木や斜面地の状況調査、動植物調査、市民活動等に対する助言等を行なう人材を選任し、保全緑地パトロールを定期的に行います。また、活動の場を広げ、安全で 美しい樹林地や里地・里山環境の再生に取り組みます。

事 業 名	所管局	現 状		且	標	
	мын	50 00	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ かわさき緑レンジャーとの保全緑地の育成 * 自然環境の知識を有する市民から「かわさき緑レンジャー」を選任し、市民活動による緑地管理の指導や樹木の状況調査、危険箇所のパトロールなどを行っています。今後もレンジャーとの連携を図りながら、安全で美しい樹林地や里山環境の再生に取組みます。	環境局	・保全管理計画に基づき、適正な緑地保全管 理のための連携				•
○ 緑のボランティアの育成 * 里山ボランティア育成講座のファシリテー ターや講座の企画運営を担っていただくな どの参画機会の確保を図ります。また、受 講生のレベルに応じた講座内容の充実を 図ります。	環境局	技術等や休宝管理計画のワークショップ推 進級として会画機会を	各種講座における 実技指導や保全 管理計画のワーク ショップ推進役とし て参画機会を確保			•

③ 緑のボランティアの育成の推進

〇 緑化推進リーダーの育成

緑化に関する講義や緑のウオッチング、ワークショップ、花壇づくりなどを通して、まちの緑の 見方、考え方、課題発見と解決方法、実践活動などを学び、地域の緑化活動の核となり、推進力と なる人材の育成を図ります。

事 業 名	所管局	現 状	目標			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	川台向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
〇 緑のボランティアの育成 *		・年1回(6講座)開講し				•事業推進
花と緑のまちづくり講座を開催し、緑化推 進リーダーを育成します。	環境局	ます。 ・募集人数30名	講座開講			・講座修了生によ る企画・運営

〇 里山ボランティアの育成

里山の自然環境や管理手法などの講義や下草刈り、萌芽更新、堆肥づくりなどのフィールド学習を通じ、保全緑地が里山として持続的に維持されていくための基礎的な保全管理手法を学び、里山ボランティアの育成を図ります。

事 業 名	所管局	現 状	目標			
尹 未 石			2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 緑のボランティアの育成 * 里山ボランティア育成講座を開催し、里山	環境局	・年1回(3講座)開講し ます。	講座開講			
ボランティアを育成します。	2K-3C/13	- 募集人数30名	H17/ [/] H17			

〇 かわさきガーデナーの認定

市民の緑に関する知識を深めていただくとともに地域の花と緑化の中心的な役割を担っていただくために「かわさきガーデナー」の認定を行います。

事 業 名	所管局	現 状	目標				
尹 木 	川台内	5九 1八	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
● 緑化啓発事業 * かわさきガーデナーの認定等を通じ、緑に関わる人材育成を図り、地域における市民活動の牽引役を育成します。また、ガーデナー会を充実させ、地域間の情報交換等を促進します。	環境局		ナーの認定(累積			事業推進	

〇 地域環境リーダー育成

環境保全活動に必要な知識や技術を修得するための講義や実技を通して、地域や職場で環境学習 や保全活動を率先して行うことができる人材の育成を図ります。

事 業 名	所管局	現 状	目標			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 環境教育推進事業						
市民・事業者に環境配慮の考え方・行動 が定着することをめざし、教材プログラム、 人材育成、情報発信を充実します。	環境局	育成講座」の推進)	人材育成事業 (「地域環境リー ダー育成講座」の 推進)			

④ 緑のボランティアセンター機能の充実

○ 緑のボランティアセンター機能の充実

既に、緑のボランティア活動に関する助成、アドバイス、情報の提供、ボランティアリーダー育成に関する各種講座の開催などを行なっていますが、今後も、様々な緑の活動のニーズに応えられる緑のボランティア拠点、協働のコーディネーターを目指して、その機能の充実に努めます。

事 業 名	11年日	現 状		B	標	
争 耒 名	所管局	块 祆	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 緑のボランティアセンター運営事業(再掲) * (財)川崎市公園緑地協会の「緑のボランティアセンター」機能充実に向けた運営支援を行い、緑のボランティア団体等の技能向上や連携促進を図ります。	環境局	公園緑地協会に設置された緑のボランティアセンターの運営支援	設置された緑のボ			
○ 市民活動支援に関する制度の検討 * 市民活動支援に関する制度とその支援手 法について検討します。	環境局	個別制度による支援	助成金等関連制 度の整理と検討	支援制度の合理 化	運用	
● 都市緑化植物園の管理・運営(再掲) * 都市緑化植物園として市民に憩いの場を提供するともに、緑化手法や植物の手入れ方法などについて普及・啓発を行います。また、緑のボランティア活動の拠点としての機能の充実を図ります。	環境局	・経済局からの移管の 実施 ・管理運営体制の確立 (人員、予算等)	管の実施	・基本的な施設整備 備・植物園管理運営 の充実 ・ボランティア拠 点として活動の充 実		***
○ ボランティアセンター機能の充実 * ・ボランティアセンターの充実を図り、緑に関するボランティアの育成・活用・支援を行い、多様な主体の参加を促進する。	環境局	市民活動支援	継続推進	緑化相談や講座 開催などのセン ター機能の充実		

【緑地保全に関する施策】

⑤ 樹林地の保全

〇 特別緑地保全地区の指定拡大

風致や景観に優れ、動植物の生息地として保全する必要がある緑地は地権者の理解と協力を得ながら、都市緑地法による「特別緑地保全地区」として指定の拡大に努めます。

事 業 名	所管局	現 状	目標			
节 未 1	川台内	5元 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 緑地保全事業 * 斜面緑地総合評価に基づきながら、樹林 地の保全を進めます。		・特別緑地保全地区の 買取り申し出に対応し た用地取得(19年度末 42ha) ・特別緑地保全地区の	区の買い取り申し 出に対応した用地 取得			•
			区の指定拡大			_

〇 緑の保全地域の指定拡大

特別緑地保全地区を補完する制度で、市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められる豊かな林相、水辺地と一体となった緑地について、地権者の理解と協力を得ながら「緑の条例」で定める「緑の保全地域」の指定の拡大に努めます。

事業名	所管局	現 状	目 標			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	加百种	5元 1八	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 緑地保全事業 * 斜面緑地総合評価に基づきながら、樹林 地の保全を進めます。	環境局	・緑の保全地域の指定 (19年度末15ha、18箇 所)	・緑の保全地域のの指定拡大			

〇 緑地保全協定の締結拡大

「川崎市緑地保全事業要綱」により地権者と一定の期間について緑地保全の協定を締結する制度 で、地権者の理解と協力を得ながら緑化保全施策を支える基礎的制度としてその協定締結の拡大に 努めます。

事業名	所管局	現 状	目 標				
			2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
● 緑地保全事業 * 環境局	緑地保全協定の協定	(3) (5 A 15 ± -					
斜面緑地総合評価に基づきながら、樹林 地の保全を進めます。		締結(10年度末133件					

〇 ふれあいの森(市民緑地)の保存契約の推進

ふれあいの森事業要綱により、樹林地を借り受け、レクリエーション活動や自然観察などの場と して活用を促進するものです。また都市緑地法による「市民緑地制度」の活用を検討し、保全緑地 の市民利用の促進に努めます。

事業名	所管局	現 状	【 標			
			2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ ふれあいの森設置事業 * ふれあいの森の締結拡大に努めます。ま		・ふれあいの森の設置 (19年度末4.7ha)	・ふれあいの森の 締結拡大			
た、類似する都市緑地法による「市民緑地」制度についても、その活用を検討しま						
<u> </u>						

〇 緑地保全地域の指定検討

都市計画法による地域地区である「緑地保全地域」の導入に向けた検討を行います。

事 業 名	所管局	現 状	目 標				
	尹 未 位	別官问	54 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
1	也域導入の検討 * 去による地域地区として「緑地保	環境局	「緑地保全地域」の導	「緑地保全地域」	判座のDDL車業		
	第入に向けた検討を行います。 第一次である。		「緑地保全地域」の導 入に向けた検討	「緑地保全地域」 の導入に向けた検 討	制度のPRと事業 推進		

⑥ 保全された緑地の適切な管理と持続的な取り組み

〇 保全管理計画作成の推進

「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」について、地域住民等との協働により「保全管理計画」 を作成し、保全緑地の再生と育成を推進します。

事 業 名	所管局	現 状	目標			
ず 木 つ	加自内	5t 1/	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 保全緑地管理事業 * 保全施策の講じられた緑地について、緑の条例第14条に基づき、市民協働による 保全管理計画を策定し、市民活動と連携した緑地管理を推進します。	環境局	末13箇所) ・市民協働による緑地	・保全管理計画の 策定(新規2箇所) ・市民協働による 緑地保全管理の 推進	・保全管理計画の 策定(新規2箇 所)	・保全管理計画の 策定(新規2箇 所)	事業推進

〇 管理協定制度の活用

特別緑地保全地区の持続的な管理のため、都市緑地法に基づき地権者と行政(または緑地管理機構に指定されたNPO)が管理協定を締結する管理協定制度の活用を検討します。

事業名	所管局	現 状	目標				
	別官向	57. 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
● 保全緑地管理事業 *			佐田村ウ料内の				
特別緑地保全地区の持続的な良好な維持 管理を行うため、土地所有者と行政(また	環境局		管理協定制度の 検討	管理協定制度の 普及			
は緑地管理機構、NPO)が管理協定を締		管理協定制度の検討	1201				
結する管理協定制度の活用を検討しま							
₹ 。							
す。							

〇 保全緑地における市民協働の推進

里山ボランティア育成講座の内容を充実させながら、多くの市民の方々に里地・里山保全への関心の高まる機会を確保します。また、保全緑地の現状を把握することも大切なことから、かわさき緑レンジャー等による「保全緑地パトロール」を進めます。

事業名	所管局	現 状	2008年度	目 2009年度	標 2010年度	2011年度以降
● 保全緑地管理事業 * ・里山管理マニュアルを策定し、市民活動や里山ボランティア育成講座でテキストとして有効活用を図ります。 ・市民参画による保全管理計画策定を通じ、地域に密着した保全緑地の管理活動グループの立ち上げを促進します。。かわさき緑レンジャーの技能向上を図ります。	環境局	回:公園緑地協会) ・保全管理計画に基づき、適正な緑地保全管 理の推進と市民活動	・里山管理マニュアルの策定 ・里山ボランティア 育成講座の開催 支援(3回:公園緑 地協会) ・保全管理計画に			

〇 緑地保全に関する助成制度の充実

今後限られた原資を有効に活用していくために助成制度の充実に向けた検討を行います。

事業名	所管局	現 状	目 標				
事 業 名			2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
● 保全緑地管理事業 * 保全緑地に関する助成制度の課題を抽出し、効果的な助成制度に向けた検討を行います。	環境局				新たな助成制度 の立案	新たな助成制度の 推進	

〇 保全緑地の安全性の確保

市民の方々の協力を得ながら、萌芽更新や竹林管理等の持続的な植生管理を行い、地域の財産となる美しい里地・里山や斜面緑地の形成を目指します。

事業名	所管局	現 状		目	標	
* * 1	加自内	5t 1X	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 保全緑地管理事業 * 保全施策の講じられた緑地については、 緑レンジャー等の協力を得ながら、緑地状 況の把握に努め、萌芽更新などの植生管 理を通じて美しい里山等の再生・育成を目 指します。		・保全管理計画に基づき、萌芽更新等の実施による緑地保全管理の推進・緑のレンジャー等による保全緑地等パトロールの推進	・保全管理計画に 基づき、萌芽更新 等の実施による緑 地保全管理の推 進・緑のレンジャー 等による保全緑地 等パトロールの推			
公園緑地維持管理事業 * 多様な市民要望に適切に対応し、市民の 安全かつ快適な公園緑地の維持管理の 充実を図ります。	環境局	・公園緑地の適正な維 持管理の充実	・公園緑地の維持 管理の充実			-

⑦ 地域に残された身近な緑の継承

〇 保存樹木の指定

保存樹木の維持及び指定拡大に努めます。

事業名	所管局	現 状	目 標				
		5亿 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
● 保全緑地管理事業 *							
保存樹木の継承と指定拡大に努めます。	環境局	保存樹木の指定(19年	保存樹木の継承と				
			指定拡大の推進				

〇 保存樹林の指定

概ね 300 ㎡以上の社寺林等については、樹林所有者の理解と協力を得ながら、「保存樹林」として維持及び指定拡大に努めます。

事業名	所管局	現 状	目標			
			2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 保全緑地管理事業 * 良好な樹林地を保有する企業、学校法	環境局		/I + #			
人、社寺林等について、所有者の理解と協力を得ながら、「保存樹林」の指定拡大に 努めます。		保存樹林の指定(19年 度末 34ヶ所 4.5ha)				

〇 まちの樹の指定

市民に親しまれている樹木や名木・古木・伝承のある樹木や景観的に重要な樹木など、まちのシンボルとなっている樹木を「まちの樹 50 選」として指定しています。今後も所有者の理解と協力を得ながら、樹木の維持及び保全に努めます。

事業名	所管局	現 状	目標			
	川目向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 保全緑地管理事業 * 市域に残された名木・古木・伝承のある樹木、景観的な重要な樹木など、まちのシンボルとなっている樹木を「まちの樹」として指定しています。今後も所有者の理解と協力を得ながら、まちの樹の継承に努めます。		まちの樹の指定(19 年度末 50本)	まちの樹の継承			

〇 保存生垣の指定

生垣所有者の理解と協力を得ながら、保存生垣の維持及び指定拡大に努めます。

事業名	所管局	現 状	目標				
		5% 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
● 保全緑地管理事業 *							
良好な街並景観の確保のため、生垣所有 者の理解と協力を得ながら、保存生垣の	環境局	保存生垣の指定(19年 度末 54ヶ所 0.3ha)		保存生垣の維持 及び指定拡大の 推進			
者が理解と励力を持なから、保存主互の 維持及び指定拡大に努めます。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						

〇 保安林の維持

森林法により指定されている「保安林」について、引き続きその保全に努めます。

		所管局	現 状	目標				
	学 未 1	川目向	55. 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
•	自然環境対策事業							
1				保安林の保護に 関する適正な事務 執行				
	適正な保安林保護対策を図ります。	経済局	保安林の保護に関す る適正な事務執行(20 年2月末 1.1ha)					

⑧ 様々な施策による緑地の保全

〇 湧水地の保全

湧水地の保全あたっては、地権者への普及活動や湧水の水源地となる雨水の浸透地域の樹林地、 農地などの保全に努めるとともに、市民の地下水保全意識の高揚を目的とした湧水地周辺の整備推 進に努めます。

事 業 名	所管局	現状	目標			
ず 木 1	加自内		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 地下水保全計画事業 地下水をかん養することなどによって健全 な水循環の回復を図り、これらの問題を解 決するものであります。その目的を達成す るための施策として、透水性舗装や雨水 浸透施設設置の推進のほか、地下水保全 意識の啓発や保全施策の成果を市民が 享受する場所として、湧水地周辺整備を行 います。	環境局	毎年2ヶ所の湧水地周 辺整備に取組んでい る。	2ヶ所の湧水地整 備を継続	2ヶ所の湧水地整 備を継続	2ヶ所の湧水地整 備を継続 地下水保全計画 と河川水質管理 計画の見直し	取り組みの推進

○ 持続的な山林の保有を目指した施策の組み合わせの推進

特別緑地保全地区と管理協定制度、特別緑地保全地区と、市民緑地の組み合わせなどによる税制の優遇措置を活用しながら、地権者の持続的な樹林地保有を目指した施策の組み合わせを地権者の理解を得ながら推進します。

事 業 名	所管局	現 状	目 標			
尹 未 1	加自内	5九 1八	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 緑地保全施策の推進 * ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	環境局	緑地保全の推進を図るため、戸別説明や説明会を開催し、緑地保 全の施策の推進を図っている。				-

〇 関係機関の連携

農業関係機関等との連携を図り、関連情報の交換や緑地保全制度のPR促進などに取り組みます。

事 業 名	所管局	現 状	目標				
尹 未 石	別官向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
○ 関係機関との連携の検討 *							
経済局、JAセレサ等農業関係機関との連	環境局	農業関係機関との連	経済局、JAセレサ 等との連携会議の 開催				
携を図りながら、情報交換や緑地保全制 度のPR促進などに取り組みます。							

〇 緑地保全制度説明会等の開催

緑地保全制度を理解していただくために、地域における説明会や勉強会を開催します。

事業名	所管局	現 状	目標				
尹 未 乜	別官向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
○ 緑地保全制度説明会等の開催 *			17 H M A - 1/1 M				
緑地保全は地権者の理解と協力が不可欠なことから、緑地保全制度の理解を得るために地元説明会や勉強会を開催します。	環境局	古沢地区の緑地保全	を図るため戸別説				

⑨ 新たな緑地保全施策に向けた検討

○ 市民による緑地保全トラスト支援の検討

市民活動団体による緑地の保全を目的としたトラスト組織の立上げや活動などの支援策について検討します。

事業名	所管局	現 状	目 標				
** ** ** **	以目向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
○ 緑の投資的価値を高める仕組みの検討 * 保全緑地等への投資的価値を見出し、市民、企業、教育機関等による新たな地域振興の仕組みを検討します。また、緑地の保全に参画できる市民による緑地保全のためのトラスト組織の立上げや活動などの支援策も合わせて検討します。	環境局	市民活動団体による 緑地の保全を目的とし た他都市のトラスト組 織の情報収集。	・先進事例の調査 ・企業意識の調査	・仕組みの検討	・モデル地区での ケーススタディ	企画立案	

〇 保全配慮地区における緑地保全指針の策定

都市緑地法に基づき特別緑地保全地区以外の区域で重点的に保全配慮を加えるべき地区として 指定した「保全配慮地区」における「緑地保全施策指針」を策定します。

事業名	所管局	現 状	目標				
章 未 1	以目向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
○ 緑地保全指針の策定 * 「保全配慮地区」における「緑地保全施策 の指針」を策定します。	環境局	「保全配慮地区」にお ける「緑地保全施策の 指針」の検討。	・緑地保全指針の 検討	・緑地保全指針の 策定	運用	-	

○ 事業者の意識高揚に向けた取り組み

「自然的環境の保全への配慮」に積極的に取り組んでいる事業者を、高く評価し、公表、表彰するなど、事業者のインセンティブの付加につながる手法を検討します。

事 業 名	所管局	現状	目標			
尹 未 乜	別官向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 自然的環境の保全配慮成果の評価等 * 事業者による優れた自然的環境の保全配						
慮については、高く評価し公表する仕組み を検討します。	環境局	-	-	インセンティブの 検討	制度の企画立案	実施

○ 企業参加による新たな保全緑地管理の検討

企業が自社の名前を冠し、管理費等の一部を負担するネーミングライツ制度の考え方を参考に、 企業参画による新たな保全緑地の管理・活用の方向性を検討します。

市 娄 夕	所管局	現 状	目標				
尹 未 乜	別官向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
○ 企業による保全緑地の管理 * 企業が自社の名前を冠し、管理費の一部 を負担するネーミングライツ制度の考え方 を参考に、企業参画による新たな保全緑 地の管理・活用の方向性を検討します。	塓項同	企業参画による新たな 保全緑地の管理・活用 の方向性を検討。		仕組みの検討	制度の企画立案	実施に向けた調整	

〇 かわさき里地・里山ミュージアム構想の推進

「農ある風景」を次世代に継承するため、生物多様性の保全をはじめ、農を支える人々との関わり、そこで育まれた地域文化、里地・里山をテーマとした既存事業や活動を包括的に捉えた「かわさき里地・里山ミュージアム構想」の実現を地域の合意を得ながら進めます。

事業名	所管局	現 状 -	目標			
₹ ★ 1	以目向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 里地・里山ミュージアム事業 * 本市北部の市街化調整区域内における斜面緑地を、農業振興施策と連携して保全します。		ムプランの3地区(黒川・岡上・早野)における関係者との調整		ンテイアとの協働		事業推進

⑩ 開発事業等における緑地の保全と創出

○ 自然的環境保全配慮への助言指導の充実

緑の条例に基づく「自然的環境の保全への配慮」に関する手続きの施行から一定の期間が経過したことから、その成果や課題を検証し、制度の充実に向けた検討を行います。

事 業 名	所管局	現 状	目標				
学 未 1	以正向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
○ 自然的保全配慮制度の充実 * 「自然的環境の保全への配慮」に関する手続きの施行がなされたことから、その成果や課題を検証し、より効果的な制度の充実に向けた検討を行います。	環境局	配慮協議	実績の検証と課題 抽出	制度の検討	制度改正の準備	制度改正	

○ 保全配慮地区内の開発行為における樹林地の保全・再生

3,000 ㎡以上の開発行為において、その区域内に 300 ㎡以上の樹林地が存在する場合は、事業者 との協議、調整を図り、その保全、再生に努めます。

事 業 名	所管局	現 状	目標			
学 未 12	川日内		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
〇 開発行為における樹木等の保存 *						
開発行為区域内において、その区域内に 300㎡以上の良好な樹林地が存在する場合には、事業者との協議・調整を図り、そ の保全・再生に努めます。	環境局	開発許可基準による 助言指導	継続・指導			

⑪ 川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定

〇 川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定

これまでの遊歩道事業を、「川崎ふるさとの小径(遊歩道)」と改名し、市民の参画を基本とした 新たなコースの設定に取り組みます。

事業名	所管局 現 状	目 標				
一种 未 右	別官向	5% 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 川崎ふるさとの小径(遊歩道)整備事業 * 緑地や遺跡・史跡、文化伝承などの歴史 的資源を巡る遊歩道の設定を行います。	環境局			市民参加による ふるさとの小径の 調査・検討	の検討と設定	・ふるさとの小径 等の検討と設定 ・具体的プランの 作成及び事業実 施

⑫ 関係自治体との広域連携の推進

○ 多摩・三浦丘陵自治体広域連携の推進と発展

多摩・三浦丘陵に関係する自治体の連携を進めるとともに市民、事業者、NPO、大学等の研究機関など様々な主体への「輪のひろがり」を期待します。

事 業 名	所管局 現 状	目標				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	川台内	5亿1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 多摩·三浦丘陵広域連携事業 *		広域的な情報発信の	・広域連携に向け			
多摩・三浦丘陵の貴重な自然環境の保全・再生・活用に向けた周辺自治体の連携	環境局 仕組みづくりに向けた た 検討 の	た13自治体会議 の開催 ・市民に向けた情				
による取り組みを進めます。			報発信とコンテン ツの充実			

【農地の保全に関する施策】

③ 農地の保全と活用

〇 市街化区域内での農地の保全

生産緑地の指定基準に基づき、生産緑地の指定拡大に努めます。

事 業 名	所管局	現 状	目標				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		55. 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
● 生産緑地地区指定推進事業							
市街化区域内農地の良好な保全を実施するため、生産緑地地区の指定・変更等を行います。	経済局	生産緑地 313.6ha(20.1.1現在)	事業推進			-	
1 3.70							

〇 市街化調整区域での農地の保全

市街化調整区域は、おおむね農業振興地域となっていますが、農業者の高齢化、後継者不足などにより農地の遊休化が増える傾向にあることから、活性化方策、農用地等の効率的かつ総合的な利用等を検討します。

事業名	所管局	現 状	目標			
尹 未 乜	別官向	玩 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 農業振興地域整備計画管理事業 「農業振興地域整備計画」に基づく農用地 区域の適正管理を行います。また、早野区 農業販興地域内の活性化に向けて、検討 委員会を設置するとともに、体験型農園の 普及や農地の流動化など、地域農業の振 興を図ります。	経済局	計画」の変更 ・農業振興地域の活性化の推進・早野地区農業振興地域の活性化に向けた 庁内検討会議の設置	活性化の推進・学識経験者等からなる「(仮称)早野地区農業振蝕地域活性化設置を負金」の設置・活性化計画素案の策定に向けた地	活性化の推進 ・「(仮称)早野地 区農業振興地域 活性化検討委員 会」の運営 ・活性化計画案の	・農業振興地域の活性化の推進・法的規制緩和等について県との協議・調整・活性化計画案の策定に向けた地元・関係団体との調整	

〇 環境保全型農業の普及と促進

農業者が市民・消費者に安全で安心できる農作物を供給するとともに、化学肥料や化学合成農薬の適正な使用、節減により環境負荷の軽減を目的とした環境保全型農業の普及を促進します。

事業名	所管局	現 状	2008年度	目 2009年度	標 2010年度	2011年度以降
● 環境保全型農業推進事業 高度な農業技術の導入促進や市民・農業者に対する啓発活動を実施し、環境保全型農業を推進します。	経済局	・減農薬・減化学肥料 栽培の実証実験	・減農薬・減化学 肥料栽培の実証 試験 ・データ収集・解析農 ・環境保全型新農 法の普及支援 ・啓発看板・バネ ル等による市民啓 発	・減農薬・減科学 肥料栽培の実証 試験		事業推進

〇 体験型農業の普及

市民の土に親しむ機会への需要は益々高まるものと考えられることから、農業者の理解を得ながら「体験型農園」の普及、促進を図ります。

事業名 所管局	現 状	2000 F F	目	標	
事業名 所管局 ● 市民農体験推進事業 経済局 農業者と連携して市民が「農」にふれる場づくりを推進します。	現 状 - 市が開設する市民農園の維持管理(8農園、1,206区画) - 農業者が開設する体験型農園の新設(1箇所)	民農園の維持管 理(7農園、1,064	2009年度	標 2010年度	事業推進

○ 市民防災農地の登録の促進

災害時の市民の安全確保を図るため、市民に身近な農地を、災害時おける一時避難場所として活用できる市民防災農地の登録を促進します。

事 業 名	所管局	管局 現 状 -	目標			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 都市農地保全・活用事業 災害時における市民の一時避難場所を確保するため、農業者の協力を得て防災農地の登録を推進します。		防災農地 72.9ha(20.1.1現在)	・事業推進	•事業推進	・事業推進	・事業推進

⑭ 農を知る機会と参加する仕組みの充実

〇 農に関するイベントの承継と充実

市民が農を知り、参加できる効果的な取り組みとして、地域での農に関するイベントの開催や主催者への支援を検討します。

事 業 名	所管局	現 状	目 標			
* * 1	川台内	5t 1/	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 市民交流農業推進事業		川崎市ナシ・ブドウ品	花と緑の市民フェ			事業推進
農業イベントや「農」に関する情報発信を	経済局	評会、川崎市園芸展 覧会、花と緑の市民	アの開催・川崎市畜産まつりの開催			7 11 12
行い、市民が「農」を知る機会を提供しま す。						
		1				

〇 食農教育の推進

多くの児童・生徒が農作業を通し「食の大切さ」を学びとれるように、学校との連携により学校 農園の拡充に努めます。また、農業体験の指導や学校農園としての場の提供について、農業者の方々 の理解を示していただけるよう努めます。

事 業 名	所管局	現 状	目標				
尹 未 乜	別官向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
〇 地産地消推進事業		学技 级会。	B140 7. 0. H+ 'H				
地産地消推進の一環として学校給食への 市内農産物の提供を推進します。		学校給食への市内産農産物の提供	取組みの推進				

〇 援農ボランティア等の農の担い手の育成

農に参加し、支えようとする市民を農地の保全にむけた大切なサポーターとして捉え、援農ボランティアの育成を進めます。

事 業 名	所管局	現 状		目	標	
尹 未 石	別官向	圾 扒	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 担い手育成事業(再掲) 経営感覚に優れた農業の担い手を育成するため、セミナーの開催や市民との交流を推進します。	経済局	・女性農業者の育成 ・「新世代ファーマー育 成講座」等の開催 ・認定農業者への支援	ブの開催 ・女性農業者の育 成 ・「新世代ファー		認定農業者への支援	**
● 農地整備等一般管理 ・農地整備事業を円滑に実施するととも に、援農ボランティア等を活用して遊休農 地の発生の抑制と解消を推進します。 ・農に参加し、農を支えようとする市民を農 の担い手として捉え、援農ボランティアの 育成を進めます。	経済局	・農地整備事業の円滑 な推進 ・ボランティアを活用し た農地保全・農地の 利用集積を推進				

【緑化の推進に関する施策】

⑤ 道路の緑化推進

〇 道路の緑化推進

都市計画道路などの整備にあわせながら街路樹やグリーンベルトの拡充に努めます。

事業名 所管局	正答目	現 状	目標				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	川台向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
● 街路緑化整備事業 * 緑豊かなうるおいある安全な街づくりをめざし、街路樹の植栽を進めます。		18.1	道路植栽延長200 m	道路植栽延長200 m	道路植栽延長200 m	事業推進	

16 街路樹の適正な管理の推進

○ 街路樹管理マニュアルによる適切な樹木管理とまちなみ景観向上

街路樹の効果的な管理手法を実行するために策定した街路樹管理(規格)マニュアルに即した適切な街路樹管理と、効果的な緑の景観形成に努めます。

事 業 名	所管局 現 状 ——	目標				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	川台内	5元 1八	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 街路樹維持管理事業 * 交通障害の解消、街路景観の向上など、		街路樹の適正な維持	街路樹の維持管			
交通障害の解消、自命意戦の同工など、 良好な都市環境を確保するため、維持管 理の充実を図ります。倒木の危険がある 街路樹については更新等を行い、適正な 街路空間として整備します。	環境局		理の充実を図る			•

〇 狭隘な幅員歩道における街路樹の再編

生活空間の質の向上、景観の向上、安心安全な歩道空間の確保のために、狭隘幅員歩道に植樹されている街路樹の樹種・管理のあり方を検討します。

事業名	所管局	現 状	目標			
 	川日内	5元 1八	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 街路樹維持管理事業 *		庁内検討	・街路樹の現状調			
街路樹狭隘歩道取り扱い指針を策定し、 それを基に交通障害の解消、街路景観の 向上など、良好な都市環境を確保するため、維持管理の充実を図ります。例木の危 険がある街路樹については更新等を行 い、適正な街路空間として整備します。	環境局		査 ・街路樹撒去・更 新整備 ・街路樹狭隘歩道 取扱い指針の策 定			

① 河川の環境整備の推進

〇 水辺環境の保全・再生

市管理の河川の整備にあたっては、各種河川改修、水路改修などの機会を捉え、地域の実情に即しながら、その個性を生かした川づくりに努めます。また、良好な自然環境が残る河川については、生態系に配慮した水辺環境の保全に努めます。

事業名	所管局	現 状		B	標	
争 未 石	所官局	現 扒	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 河川改修事業 - 級河川の改修により治水の安全度を高めるとともに環境に配慮した「多自然川づくり」により都市環境の向上を図ります。	建設局	平瀬川支川改修事業 の推進	平瀬川支川改修事業の推進			
● 準用河川等改修事業 準用河川及び普通河川の改修により治水 の安全度を高めるとともに雨水浸透機能 の保全・回復・推進による河川環境の再生 を推進します。	建設局	矢上川整備完了	麻生川環境整備 の推進			
● 町田堀整備事業(区課題) 空堀状態でごみの不法投棄等が行われて いた水路について、緑を活かした整備を行 います。	建設局	整備推進	整備完了	地域主体の維持 管理の推進		-
● 二ヶ領用水久地円筒分水周辺環境整備事業(区課題) 水と緑の自然と、歴史・文化の調和した周辺環境整備を図り、高津区の新たな観光スポットとして活用します。	建設局	周辺環境整備に向け た事業調整・基本設 計、円筒分水本体補 修工事	実施設計、周辺環境整備、維持管理·活用の協議・ 合意形成	・周辺環境整備、市民協働による維持管理・活用	観光資源として活用、市民協働による維持管理・活用	

○ 水辺の維持管理活動の推進

周辺住民の意見を聞きながら、河川の適切な維持管理に努めます。また、市民参加による水辺のクリーン活動を推進します。

事業名	所管局	現 状	目標			
节 未 石	以目向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 河川維持補修事業						
河川の海洲 吟芸などの外は笹畑ら北田	建設局		適切な維持管理の推進			
河川の浚渫、除草などの維持管理や水門 などの河川施設の保守点検・補修により、 水害の防止や環境の保全を図ります。						

○ 水辺に親しむ機会づくり

市民や学校等による、水辺に親しむための勉強会等の開催に努めます。

事業名	所管局	現 状	目 標				
学 未 1	川日内	5九 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
〇 水生昆虫ふれあい教室の実施							
水辺の環境と関心を高める環境学習を進		水生昆虫ふれあい教	水生昆虫ふれあ				
めます。	環境局	室の実施	い教室の実施				
● 水辺の楽校新校設立支援事業 *							
● 小辺の未校制校設立又接事業 ◆		水辺の楽校既存2校	水辺の楽校既存2		- ・水辺の楽校既存	市学 提准	
水辺の楽校既存2校の活動支援及び大師		が近の条枚成件2枚 の支援	校の支援と市内3		2校の支援と市内		
河原水防センターにおける水辺の学校3		の文法	校目の設立準備		3校目の設立		
校目の設立をめざします。	環境局		校日の設立学舗		3枚目の設立		

〇 水質の改善

河川の持続的な水質調査を行い、河川水質管理計画における環境目標(BOD、COB、生物の生息状況)の達成状況を把握します。

事業名	所管局 現 状		目標			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	以目向	771日内 57.1八	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 水辺環境の保全に向けた調査の実施	環境局		向け、河川・海域 などの環境基準、 環境目標の達成・	向け、河川・海域 などの環境基準、 環境目標の達成・	向け、河川・海域などの環境基準、環境目標の達成・維持を目指します。また、健全な水循環の確保に向けて、河川水質	などの環境基準、 環境目標の達成・ 維持及び新たな管 理計画に基づき健 全な水循環の維

18 公共公益施設の緑化推進

〇 庁舎等公共施設の緑化推進

市民に最も身近な公共施設の緑化を推進することは、訪れる市民の心を和ませることや、緑のネットワーク形成につながる取り組みであることから、行政自らが地域緑化の先導役として、機会あるごとに緑を増やす取り組みを進めます。

事 業 名	所管局	現 状	2008年度	目 2009年度	標 2010年度	2011年度以降
○ 庁舎等公共施設の緑化推進 * 地球温暖化対策とも関連づけながら、ゴーヤーや木本性植物を活用した「緑のカーテン大作戦」による壁面緑化等、公共施設緑化を推進します。	庁内関係局	-	継続推進 .	2009千戊	2010年度	2011年及以降
● 開発事業に関する調査指導業務(再掲) * 公共施設における緑化基準について検討を行い、緑化指針の改定を行います。			公共施設について 緑化基準の検討	公共施設につい て緑化基準の検 討	緑化指針の改定	運用

〇 公的住宅の緑化推進

民間開発の先導役として、公的住宅の建設や建替え時期に併せ、敷地内緑化の充実を図ります。

	所管局	現 状	目標			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
公営住宅整備事業 老朽化が進み、設備面等で課題のある市営住宅の適切な建替え等を計画的に推進し、既存市営住宅ストックの有効活用を図ります。	まちづくり局	·建替事業:古市場住 宅2号棟95戸着工、小 倉北住宅3号棟15戸 ·全面的改善事業:藤 崎住宅29戸		建替え事業:古市 場住宅3号棟86 戸		建替え事業:桜本 住宅77戸、小向住 宅72戸、古市場住 宅4号棟79戸

〇 学校の緑化推進

機会あるごとに学校敷地内の緑化、学校林の保存、生物の生息生育空間としてのビオトープの創出などに努めるとともに、学校関係者や保護者への普及啓発を通して、花と緑あふれる学校づくりを進めます。

事業名	所管局	現 状	目標			
尹 未 石	別官向	5代 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 学校の緑化推進 学校施設の改築・大規模改修などに合わ		屋上緑化11校・・	・緑のカーテン15			
せて、屋上緑化を行ったり、ゴーヤー等の 植物を建物の外側に生育させ緑のカーテンをつくる等、環境対策とともに学校敷地 内の緑化を進めます。	教育委員会		校 •屋上緑化			•

〇 公益的施設の緑化推進

ショッピングモールや駅などの公益的施設は、公共施設と同様、まちなみ形成や市民交流の核として重要な役割を果していることから、商店街や鉄道事業者など、地域の事業者への緑化制度の普及、啓発を図りながら地域緑化の促進に努めます。

事業名	所管局	現 状		目	標	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	川田川	5亿 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 公益的施設の緑化推進 公益的施設への川崎市緑化基金募金の紹介をきっかけとした緑化制度の啓発や 「緑のカーテン大作戦」による壁面緑化等の普及を促進します。	庁内関係局	-	継続推進			-
● 緑化推進重点地区整備事業(再掲) * 市民・事業者との協働により策定した緑化推進重点地区計画に基づいた緑化を行い、花と緑を基調とした魅力あるまちづくりを推進します。	環境局	・川崎駅周辺地区、小 杉地区及び新百合丘 地区におけるリーデイ ング事業の実施 ・溝口駅周辺地区緑化 推進重点地区計画の 策定	リーデイング事業		新たな候補地に おける緑化推進 重点地区計画の 策定(2地区)	新たな2地区の リーディング事業 の推進 新川崎・川崎殿町 大師河原・浜川崎 地区の計画策定

⑲ 緑化推進重点地区(候補地)における緑化推進

〇 川崎駅周辺・小杉・新百合ヶ丘地区の持続的な緑化推進

既に緑化計画が策定されている緑化推進重点地区においては、新たな土地利用の動向などを考慮しながら、様々な主体が協働する持続的な緑の創出に向けた取り組みを推進していきます。

事 業 名	所管局	現 状	目標			
尹 未 石	別官向	玩 扒	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 緑化推進重点地区整備事業 *						
市民・事業者との協働により策定した緑化 推進重点地区計画に基づいた緑化を行 い、花と緑を基調とした魅力あるまちづくり を推進します。		川崎駅周辺地区、小 杉地区及び新百合丘 地区におけるリーデイ ング事業の実施			•	事業推進

〇 緑化推進重点地区計画の策定

緑化推進重点地区候補地においては、地域の様々な主体の参画により緑化重点地区計画を策定 し、効果的な緑の創出、育成に向けた取り組みを推進します。

事業名	所管局 現 状		目 標			
学 未 石	川自向	5元 1八	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 緑化推進重点地区整備事業 * 市民・事業者との協働により策定した緑化推進重点地区計画に基づいた緑化を行い、花と緑を基調とした魅力あるまちづくりを推進します。	環境局	・川崎駅周辺地区、小 杉地区及び新百合丘 地区におけるリーデイ ング事業の実施 ・溝口駅周辺地区緑化 推進重点地区計画の 策定	リーデイング事業		新たな候補地における緑化推進 重点地区計画の 策定(登戸・鷲沼 の2地区を予定)	・新たな2地区のリーディング事業の推進・新川崎・川崎殿町大師河原・浜川崎地区の計画策定

② 多様な手法による緑化推進

〇 緑化指針による緑化指導と助言の推進

緑の条例に位置づけられた緑化指針により、緑化技術、手法を広く普及、啓発し助言すると共に、 開発行為等における緑化指導の指針として活用し、緑豊かなまちづくりを目指します。また、公共 施設については、屋上緑化や壁面緑化などの特殊空間を活用した効果的な緑化を誘導するために、 緑化基準の検討を進めます。

事 業 名	所管局 現 状 ——		目標			
* * 1	川日内	771日内 37.1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 開発事業に関する調査指導業務 * 都市計画法、まちづくり3条例や緑の条例に基づき、帰属公園や自主管理の緑化地整備について、事業者への助言・指導を行います。	環境局			法令等に基づく、 協議・指導の着実 な推進。	く、協議・指導の	法令等に基づく、 協議・指導の着実 な推進

〇 緑化地域の指定検討

市域の効果的な緑化の推進に向けて、都市計画関係部局との調整等を図りながら緑化地域の指定に取り組みます。

事業名	所管局	現 状		目 標		
尹 未 位	別官向	玩 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 地域緑化推進事業 * 都市緑地法に規定される「緑化地域」の指定を行い、建築物等の緑化を効果的に行います。	環境局	改定緑の基本計画に 新たな緑化施策として 位置付け	導入に向けた調		運用による「緑化	,

〇 緑地協定の締結推進

緑地協定は、都市緑地法に基づく制度で、地権者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、地域住民の協力により良好な環境を確保する制度です。制度の普及を図りながら、新たな協定の締結に努めます。

事 業 名	所管局	現 状	目 標			
事 未 石		玩 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 緑地協定の締結推進 * 緑地協定制度の普及を図るため、市民に			緑地協定の普及 に向けた制度説明 と普及			
向けた制度説明や啓発に向けた手法の検 討をおこない、協定の締結を目指します。	環境局					

〇 地区計画による緑化推進

地区計画は、都市計画法に基づく制度で、地域住民の合意の上で進められる土地利用や地域緑化のルールづくり等を推進する制度です。土地利用の再編や大規模開発などの機会に合わせながら、 緑豊かなまちづくりを推進する手法として、活用に努めます。

事業名	所管局	現 状	2008年度	目 2009年度	標 2010年度	2011年度以降
● 誘導的建築行政推進事業 地区の実情に応じたきめ細かなルールを 定めた「地区計画制度」などの都市計画法 の制限に加え、建築物に関する基準につ いての協定を認可する「建築協定制度」な どを用いて、良好な市街地環境の形成、維 持及び保全を図ります。	まちづくり局環境局	都市計画法に基づく 「地区計画制度」を活 用し、市民主体で、地 区の実情に応じたきめ やかななルール策定 支援に取組んでいる。	継続実施	2009415	2010415	2011年及从降
● 地区まちづくり推進事業 市民自らが合意形成を図りながらまちを育 てていくことを支援し、市民業発意のまち づくりの提案を受け止める制度やルールな どを整備します。	まちづくり局	自主的なまちづくりを 促進する制度の検討 に取組んでいる。		条例に基づく地区 まちづくり計画の 策定・支援及び事 業推進		-

〇 地域緑化推進地区認定の推進

地域緑化推進地区は、緑の条例に基づく地域緑化の制度です。その認定推進は、地域ぐるみの市 民緑化運動の原動力であるとともに、緑と水のネットワーク形成に向けた重要な制度と位置づけら れていることから、本制度の普及、啓発や地域緑化推進計画作成に向けた人材の育成を図るととも に、認定に伴う新たな支援制度を検討します。

事 業 名	所管局	現 状	目 標			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	以正向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 地域緑化推進事業 * 地域緑化推進地区認定制度の普及を図るため、市民に向けた制度説明や啓発に向けた手法の検討をおこなうとともに、情報	環境局	2地地区の認定	地域緑化推進地 区の指定戦略の 検討	地域緑化推進地 区計画の認定(2 地区)		-
けた手法の検討をおこなつごともに、情報 提供や支援などを検討し、推進を図りま す。			助成制度の検討		新たな助成制度 の確立	事業推進

〇 公開空地の誘導

公開空地は、稠密な土地利用がなされている市街地に公園的機能をもった空間を確保していく有効な手法でもあることから、建築計画に公開空地の確保がなされる場合は、地域の緑化推進に資するものとなるよう事業者に要請を行います。

	事業名	所管局	現状	上 標			
	尹 未 石	別官向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
0 公	開空地の誘導						
	開空地が確保される場合には、適切な	庁内関係局	_	機会あるごとに助			
公す	開空地となるよう助言・指導を行いま	刀門人际内		言・指導			
9 .	0						

② 緑化助成制度の普及と充実

地域ぐるみの緑化運動促進に向けた各種緑化助成制度の普及

緑あふれるまちなみ形成やそれを支える市民活動等を促進させるために、財団法人川崎市公園緑地協会が行なう緑の活動団体への助成をはじめ各種緑化助成制度を活用しながら地域ぐるみの緑化運動を促進します。

Γ	事 業 名	所管局	現 状	目 標			
	尹 未 石	別官向	玩 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
Ī	● 市民との協働による緑化推進事業 *			各種緑化助成制			
	生垣づくり、駐車場緑化、思い出記念樹、 屋上緑化、緑の活動団体等の様々な緑化 制度の普及促進を行います。	環境局	普及促進	度の普及促進			

〇 緑化助成制度の充実

現行の緑化助成制度を市民ニーズに即しながら再編し、地域緑化推進地区の認定をはじめとした 地域緑化の推進に向けた新たな助成制度の構築に取り組みます。

事 業 名	所管局	現 状	目 標			
学 未 石	川台向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
〇 緑化助成制度の充実 *						
効率的な助成制度の検討	環境局	-	助成制度の検討		・新たな助成制度 の確立	運用

〇 川崎市緑化基金の効果的な活用

緑化基金については、市民等の浄財による積み立てであることを基本におき、これまでの実績を 踏まえながら、緑化推進に対して、効果的な事業となるものを厳選し、その運用に努めていきます。

事業名	所管局	現 状		標		
尹 未 乜	別官向	玩 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 川崎市緑化基金の効果的な活用 * 市域の緑化等に対し効果的事業を厳選し	· 第二計 · 為用的事業去斷選!		基金の趣旨に沿った有効活用			
ながら、基金の趣旨に沿った運用を進めます。	環境局					

② 事業所緑化の促進

○ 事業所との緑化協定の締結促進

1972 (昭和 47) 年以来 1 ha 以上の敷地を有する事業所と敷地面積の 10%以上を緑化していくことを目標に緑化協定を締結しています。(現在は面積に関わらず締結を進めています。) 今後も、事業所との緑化協定の締結拡大に努めます。

事 業 名	所管局	現 状	目標			
事 未 1	川台间	55. 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 工場・事業所緑化推進事業 * 事業所緑化に関する制度の説明を通して、緑化協定の締結拡大とともに「川崎市 みどりの事業所推進協議会」の加盟を促進して、具体的な緑化の推進に向けて取り 組みます。	環境局	市内事業者の緑化意 識の向上とみどりの事 業所推進に関する協 定締結事業所の拡大 (現在74事業所)	進に関する協定締 結事業所の拡大を			•

○ 緑の事業所推進協議会の加盟拡大

事業所緑化を促進させることを目的に「川崎市みどりの事業所推進協議会」を設置し、会員事業所には、緑化を推進するための様々な支援として、情報交換や施設見学会、講演会を開催する等、様々な取り組みを行っています。今後も「川崎市みどりの事業所協議会」の加盟拡大に努めます。

事業名	所管局	現 状		目標		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	加自内	-5t 1∧	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
■ 工場・事業所緑化推進事業 * 事業所緑化に関する制度の説明を通して、緑化協定の締結拡大とともに「川崎市みどりの事業所推進協議会」の加盟を促進して、具体的な緑化の推進に向けて取り組みます。	環境局	協定締結事業者に対するみどりの事業所推進協議会への加盟促進(現在65事業所)	協定締結事業者 に対するみどりの 事業所推進協議 会への加盟促進			-

○ 川崎市特定工場緑地整備基本方針の見直し

特定工場における効果的な緑化誘導を図ることを目的として、学識経験者等専門家の意見を聞きながら、「川崎市特定工場緑地整備基本方針」の見直しを進めます。

事業名	所管局	現 状		目	標	
7 * 1	MEN	91 K	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 川崎市特定工場緑地整備基本方針の見直し 1997(平成9)年に策定した「川崎市特定工 場緑地整備基本方針」について、各種緑 化基準と比較し、指標の策定を行います。	経済局	2008年度の見直しに 向け、庁内での検討を 開始。	基本方針の策定	基本方針の具体 化に向けたしくみ づくり	基本方針に基づき効果的な緑の配置の具体化	取組みの推進
● 事業所と連携した地区別緑化計画の策定による効果的な緑化地誘導(再掲) *地区別緑化計画の策定	環境局経済局	-	-	「(仮称)かわさき 臨海の森づくり」 共同宣言準備 ・地域緑化構想の 策定	地区別緑化計画 の策定	-

【公園緑地の整備に関する施策】

② 大規模公園の整備推進

〇 総合公園の整備推進

富士見公園、等々力緑地、生田緑地の整備を推進します。

事 業 名	 所管局	現 状		目	標	
, ,, ,,	別官向	5代 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 富士見公園整備事業 * 本市で最も歴史にある総合公園であり、都 市部の貴重なオアシスとなるよう整備計画 の策定を進めます。	環境局	ホームレス自立支援 事業とあわせた公園 整備の実施	再整備に向けた整 備基本構想の策 定	再整備に向けた 整備基本計画の 策定	再整備に向けた整備設計	計画に基づく整備推進
● 等々力緑地施設整備事業 *						
小杉地区のまちづくりをふまえながら、スポーツ・レクリエーションの拠点及び災害時の広域避難場所としての整備を進めます。	環境局	・災害時の活動拠点の一つとなる中央グランドの整備 ・陸上競技場の第1種公認に向けた整備	小杉地区全体の まちづくりを踏まえ	• 園路広場整備		・全市的な視点や 小杉地区全体の まちづくりを踏ま公 、まなって、 ・事業推進 ・フロンターレ支援 エ事 ・事業推進 ・事業推進
● 生田緑地施設整備事業 *						
優れた自然的環境の中にレクリエーション 施設や野外活動博物館等が立地する多様 な総合公園としての整備を進めます。	環境局	·園路·広場等整備	・周遊散策路整備計画を含めた生田緑地整備計画の検討・東口・西口案内サイン整備・東口・初山地区広場整備	•	計画を含めた生 田緑地整備計画 の策定 ・青少年科学館改 築に合せた中央	・生田緑地整備計画に基づく用地取得・施設整備・青少年科学館は、東京合せた中央地区(噴水広場)整備・専修了大学方面からの園路整備
● 生田緑地調整事業 * 向ヶ丘遊園跡地について、最大地権者である小田急電鉄(株)と、緑の保全と市民開放に向けた協議を継続します。	環境局	・土地利用基本計画策 定 ・都市計画決定区域の 変更準備、図書作成	備調整	ガーデンゾーンに おける市民開放 の調整		・事業推進 ・ガーデンゾーン の市民開放

〇 緑地の整備推進

菅生緑地の整備を推進します。

事 業 名	所管局	現 状	目 標				
	所官同	玩 扒	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
● 菅生緑地施設整備事業 *			西地区園路広場 整備工事				
里山の自然的環境に親しめる宮前市民健康の森として、市民との協働により整備を 進めます。	環境局						

〇 霊園の整備推進

緑ヶ丘霊園、早野聖地公園の整備を推進します。

事 業 名	所管局	現 状		B	標	
学 未 1	以目向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 緑ヶ丘霊園整備事業 * 墓所を市民に供給するとともに、憩いの		•墓所整備				
を			・園内環境整備			
● 早野聖地公園整備事業 *		# =r *h #	** ** **			
良質で低廉な墓所を整備するとともに、自 然環境を活かした自然生態系観察型公園 としての整備を進めます。	環境局	・墓所整備・自然生態系観察型公園としての整備推進	・墓所整備 ・自然生態系観察 型公園としての整 備推進			•

② 身近な公園の整備推進

○ 歩いて行ける身近な公園の整備推進

市民生活に関わりの深い街区公園については、「歩いて行ける身近な公園」として、誘致距離に基づく「公園を整備すべき地区(2006年度末未設置地区5箇所)」への公園整備を優先的に進めるとともに、近隣の公園の設置状況を勘案しながら、借地公園制度等を活用するなど、小学校区を構成する町丁目の2/3に配置されるように努めます。

事 業 名	所管局	現 状	目 標			
尹 未 乜			2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 大小公園整備事業 *						
地域の集い・憩いの場となる街区公園等	環境局	大小公園整備	大小公園整備			
や景観に資する都市緑地等の整備を行 い、うるおいのある空間の創出を図りま						
इ .						

⑤ 多様な手法による公園緑地の整備推進

〇 特別緑地保全地区の都市林としての整備推進

特別緑地保全地区について、土地の公有地化が図られるなど、市民への開放が可能となった時点で、都市林として市民協働による緑地の保全整備を図ります。

事 業 名	所管局 現 状	目 標				
尹 未 石	別官向	現 仏	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 特別緑地保全地区の都市林としての整備 推進 * 特別緑地保全地区については、市民との	小有地化が図られ	ひち地ルが図された				
協働により保全管理計画を作成し、市民への開放が可能となった時点で、都市林として緑地の保全整備を図ります。	環境局	公有地化が図られた 緑地を市民協働による 保全管理計画の作成 と協働による維持管理	告示			-

開発行為等における公園緑地の整備推進

一定規模以上の開発行為にあたっては、都市計画法による開発許可基準により公園緑地の整備を 引き続き指導を行います。また、一定規模以上の宅地開発を行う場合には、川崎市建築行為及び開 発行為に関する総合調整条例と緑の条例の連携を図りながら、「川崎市緑化指針」に基づき、対象 事業に関する緑化や公園緑地内の植栽基準等について技術的な助言や指導を進めます。

事業名	所管局	現状	目標			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	加自内		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 開発行為等における公園緑地の整備推進 * 法令に基づく、協議・指導の着実な推進を		緑化指針による公園	継続指導			
図ります。	垛块烔	整備等の助言・指導	种生物化 打日 今子			

〇 民有地等の活用による公園緑地の整備の検討

市街化が著しい本市においては、新たな用地取得を伴う公園整備は難しい状況にあることから、 民有地を活用した緑地やオープンスペースを確保、整備を推進する仕組みの検討を進めます。

事 業 名	所管局	現 状	目標			
事 未 1		5% 1A	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 民有地や民間活力による公園緑地の整備 の検討 * 国の施策に沿って民有地の活用と効果的	環境局		IA-1			
な事業推進手法の検討を行います。	垛况问		検討			

〇 民間活力を活かした公園緑地整備の検討

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することも公園整備を促進させる一手法として、P F I 手法、都市計画法第59条第4項の事業(特許事業)について、民間活力を導入した事業方法を検討します。

事 業 名	所管局 現 状	租 壮	目 標			
尹 未 石		玩 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 民間活力を活かした公園緑地整備の検討 *						
	環境局	_	検討			
	垛况问		代高到			
(A) (E) (C) (C)						

○ 都市計画公園・緑地のあり方の検討

都市計画施設として都市計画決定されている一部の公園緑地には、計画区域や地域課題の変化などにより長期間事業が着手されていないものがあり、計画区域内の関係者に対しては、長期にわたり私権の制限を課している状況となっていることから、都市計画施設としての公園緑地の計画のあり方について検討を行ない、公園緑地計画の方向性を明らかにします。

事業名	所管局 現 状	目 標				
学 木 石	川台向	5亿 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 緑政企画調整事務 * 一部の都市計画公園・緑地について、その地域ニーズや社会情勢等をふめながら、都市計画の見直しを行います。		定、緑の実施計画の 策定	検討	地の見直しについて環境審議会に諮問	緑地の見直し方	都市計画公園・緑地の区域等の見直し

⑤ リフレッシュパーク事業の推進

〇 リフレッシュパーク事業の推進

1971年(昭和46年)以前に整備され老朽化した近隣・地区公園を市民ニーズに合った公園として改修し、魅力ある公園として再整備します。

事 業 名	所管局	現 状	2008年度	目 2009年度	標 2010年度	2011年度以降
● リフレッシュパーク整備事業 * 1971年以前に開設され、老朽化した近隣・地区公園を市民参画により整備計画を策定し、新たな公園に再生します。	環境局		・御幸公園整備 (御幸球場照明塔 など) ・御幸公園及びそ の周辺における国 のスーパー堤防 備事業に対応した 取組		御幸公園のスーパー堤防整備区域の設計	·御幸公園整備完成(2011年度) -小田公園整備

【公園緑地の管理運営に関する施策】

② 公園緑地の維持管理の充実

○ 効率的な公園施設管理の仕組みづくり(アセットマネジメント)

整備から20年以上を超える街区公園は全体の64%となっており、今後、施設の老朽化に伴う修繕等の時期とその費用が集中することが懸念されることから、修繕等の費用を経年的に平準化することや安全安心な公園づくりを目指して、公園施設の管理計画と実施プログラムの作成に取り組みます。

事 業 名	所管局	現 状		目	標	
尹 未 石	別官向	玩 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 公園緑地維持管理事業 *		十担掛い用におけて	公園施設改修			
公園施設は安全性を第一に求められており、新設後数十年を経た老朽化した施設は全面リニューアルが必要となっています。特に野球場やテニスコートといった大規模な公園施設について計画的に整備して行きます。	環境局	大規模公園における 施設改修計画		富士見テニスコー トほか	等々カテニスコー トほか	
○ 公園施設管理計画(アセットプログラム)の 充実 * 「大規模公園における施設改修計画」によ る公園緑地維持管理事業の推進を行いな がら、大小公園緑地における公園施設管 理計画と実施プログラムの充実に努めま す。	環境局	-	大規模公園施設 改修計画を踏まえた「大小公園公園 施設管理計画」へ の充実に向けた検 討		大小公園公園施設管理計画の基本方針のまとめ	大小公園の公園 管理計画の策定と 実施プログラムの 検討

〇 安心安全な公園緑地の管理

地域の方々が安心して子ども達たちの利用を見守れるような明るく衛生的な公園づくりを公園 管理運営協議会等と連携しながら取り組みます。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促 進に関する法律」に基づき、公園緑地施設のバリアフリー化に努めます。

事 業 名	所管局	現 状	目 標			
尹 未 石	以目向	5t 1∧	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 公園緑地維持管理事業 *		八国紀地の英切た鉄	八里성바の생부			
多様な市民要望に適切に対応し、市民の 安全かつ快適な公園の維持管理の充実を 図るとともに老朽化した施設の改修を行い ます。	環境局	公園緑地の適切な維持管理の推進	公園緑地の維持 管理の充実			

〇 子育て環境づくりとしての公園緑地管理の充実

急激に進行する少子化への取り組みとして、地域全体で安心して子育てができる公園づくりに努めます。

事業名	所管局	現 状		目	標	
	加自内	- 大 小	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 生田緑地維持管理事業 *本市に残された貴重な緑である生田緑地の良好な環境を保つとともに、市民が快適に利用できるよう適切な維持管理を図ります。	環境局	・除草・清掃、樹木管理、老朽施設補修・維持管理における市民ポランティアとの連携	・除草・清掃、樹木管理、老朽施設補修・維持管理における市民ボランティアとの連携			
● 等々カ緑地維持管理事業 * スポーツ・レクリエーションの場として活用を図るとともに、川崎フロンターレへの支援策と連携した維持管理を進めます。	環境局	快適に利用できる空間 作りの作業	軽減できる作業内 容の検討と課題の 整理		市民とのパートナーシップの確立	行政と市民の効率 的な維持管理
● 緑ヶ丘霊園維持管理事業 * 墓参者及び来園者の安全性と利便性のため、墓所等の適切な運営及び維持管理を 行います。	環境局	施設の適切な維持管 理	施設の適切な維 持管理			
● 早野聖地公園維持管理事業 * 墓参者及び来園者の安全性と利便性のため、墓所及び公園の適切な運営及び維持 管理を行います。	環境局	・施設の適切な維持管理	・施設の適切な維 持管理			-
● 運動施設等維持管理事業 * 運動施設の利便性の向上に向け、適切な 維持管理を行います。	環境局	・運動施設の適正な維 持管理の推進	・運動施設の維持管理の充実・等々力陸上競技会へのネーミングライツ導入に向けた取組			*
● 電気施設維持管理事業 * 公園緑地内の安全性、利便性の確保を図るため、公園灯、時計、ナイター照明など電気設備の維持管理を進めます。	環境局		新を36台程度実 施します。	新を36台程度実施します。 ・公園灯新設、改修を4基程度実施します。	・公園灯灯具の更新を36台程度度新と36台程度度ます。 ・公園で表記、改修を4基程度 ・公園を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	

⑧ 多様な手法による公園緑地の管理運営

〇 市民協働による公園・緑地の管理運営

市民に身近な公園緑地を「地域の庭」として共有される財産とするため、「公園管理運営協議会」の設立を推進します。

事業名	所管局	所管局 現 状 -	目 標			
** ** ** **	川日内		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 協働による身近な公園緑地等の育成(再掲) * 市民にとって身近な街区公園の地元管理に向け、各公園に管理運営協議会を組織し、その活動を促進します。		置(計300公園)	新たに100公園に 管理運営協議会を 設置(計400公 園)	に管理運営協議		

〇 民間活力等による管理運営の検討

効率的な公園の管理運営を実現させるために、民間資本の活用を検討します。

事業名	所管局 現 状		目標			
学 未 石	川台内	玩 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 公園緑地の調整事務 *		11a - 1 46 1 A				
公園緑地のより効果的な管理に向け指定 管理者制度の導入拡大に向けた課題整理 等を進めます。	環境局	・指定管理者制度の検 討及び適正管理に向 けた事務調整				

○ 生田緑地パークマネジメントの構築

市域における先駆的なモデルとなるよう生田緑地にかかわる様々な関係者が参加、協働し、管理 運営を進める「生田緑地パークマネジメント」の構築を行います。

車 丵 夂	正答 目	担 什					
事業名 生田緑地の効果的・効率的な管理運営の推進* 生田緑地の魅力を高めるため、市民の利便性の向上や経営的な視点から、緑地を体の効果的・効率的な管理運営体制の構築を図ります。また、生田緑地の魅力を北部のまちづくりに活かすための調整を進めます。	所管局 環境局 総合企画局	現状 ・生田緑地の効果的・効率的な管理運営基本指針の策定・緑地の魅力を広めっための統一パンフレットの発行・利便性の向上に向けた関係部局との調整(青少年科学館改築等)	・緑地の魅力を広めるための上級では、 が施設の連携に応いるイベントの向上実施・利便性関係に関いを持計(軽備・ 向けた機計(軽備等) ・緑地の魅力を切っまた。 ・緑地の魅力を切っまたりに	2009年度 ・基本指針に基づき、緑地内施設の管理業務の一部統合	2010年度 ・緑地内施設の管理業務の統合及	- 事業推進 → → → → → → → → → → → → → → → → → → →	

② 公園緑地の活性化の推進

○ 公園緑地の機能の回復

社会情勢を反映して、公園緑地においてもホームレスの滞留が見られます。様々な事情の中で、 公園緑地が一時的な生活の場とされていますが、公園管理上、好ましい状況とは言いがたいものと なっています。こうしたことから、今後も引き続き関係する団体、地域住民等との連携により快適 な園内環境を目指します。

事 業 名	所管局	現 状	標			
平 木 1		55 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 公園利用活性化事業 *		・ふれあい動物園開催	これない動物圏			
公園利用の活性化と地域住民相互の交流 のため、イベントを実施するほか、公園内	環境局	・公園緑地内ホームレス対応の実施				
のホームレスへの対応を図ります。			ムレス対応の実施			

○ 都市公園の農的活用の拡大

市民ニーズの変化及び高齢化社会への対応策として、地域住民の合意を得ながら、都市公園の活性化策の一手法として農的活用の検討を行います。

		所管局	現 状	目 標			
	→ 未 1 	川日内		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
ſ	〇 都市公園の農的利用 *		富士見公園内コミュニ				
	地域住民のコンセンサスを得ながら都市公園の農的利用を検討します。	環境局	ティガーデン	ンサスを得ながら 検討			

〇 公園施設の有効活用

プールなど特定の季節のみに利用される施設については、花壇に用いる花の栽培スペースなど、オフシーズンの有効利用を検討します。

また、公園施設として設置されたプールについては、その利用状況、老朽化、市民需要等、様々な視点から「公園内のプールのあり方」について検討し、将来に向けた公園整備方針に役立てます。

事 業 名	所管局	現 状		目	標		
尹 未 石	別官向	玩 扒	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
● 公園緑地維持管理事業 *							
市民が安全で快適に利用できるよう施設 の維持管理の充実を図ります。	環境局		適正な維持管理 の充実				
○ プールのあり方の検討 * プールのあり方の検討を行い、公園施設 の有効活用を図ります。また、今後の公園 整備等にその考え方を反映させます。	環境局	公園プールあり方検討 会の立上げ	庁内検討	専門委員会等で の検討	公園内プールの あり方の策定	次期実施計画に 反映	

〇 特色ある公園緑地の活用

流れ(せせらぎ・カナール等)、展望台、大木、遺跡、桜の名勝、梅園、友好都市の名をつけた 樹林地、ビオトープ、バラの名勝、動物園や風車等の施設を保有する特色ある公園の機能の充実と 質の向上を図り、魅力ある公園づくりに努めます。

事 業 名	所管局	現 状		目	標	
学 木 石	川自向	5元 1八	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 生田緑地ゴルフ場管理事業 * パブリックゴルフ場としてレクリエーション の場を提供するとともに、管理運営の充 実、生田緑地内の各施設との連携や回遊 性の向上を図ります。	環境局	ゴルフ場の運営	・ゴルフ場の運営・生田緑地の管理 ・生田緑地の管理 運営に連携したク ラブハウスの設計	・生田緑地の管理 運営に連携したク ラブハウス建設	クラブハウス建	管理運営の充実
● 生田緑地内ばら苑維持管理事業 * 市民ボランティアと協働して、苑内のバラを 良好な状態に育成し、広く市民に開放しま す。	環境局	・バラ管理・来場者 サービスの充実	・バラ管理・来場者 サービスの充実 ・ガーデンコーナー の新設		・施設老朽化対策 工事	事業推進
● 動物公園維持管理事業 * 適切な飼育管理を行うとともに、動物との ふれあいによる環境教育等の場として、地 域住民と連携した取り組みを進めます。	環境局	・「動物園まつり」などの各種イベント等の開催やホームページを活用した話題の提供	などの各種イベン			•

【多摩川の保全・活用に関する施策】

③ 多摩川プランの推進

〇 多摩川プランの推進

「川崎市多摩川プラン」は、2006(平成 18)年度に策定し、基本理念として「川とふるさとの再生、市民協働による多摩川ライフの創造」を掲げ、多摩川への理解を深め、整備、保全の視点から7つの基本目標と30の施策の方向性を設定し、多摩川緑地として都市計画決定している約518haの緑地を対象として、総合的な多摩川に関する施策の展開を示しています。緑の基本計画では、多摩川を魅力ある空間としていくために、流域や支川、対岸を含め、流域全体を意識して、このプランを推進します。

事業名	所管局	現 状		目	標	
争 未 石	川官同	現	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 多摩川プラン推進事業 * 市民団体等と連携しながら、多摩川における豊かな河川空間の創出を目指す「多摩川プラン」の推進に取り組みます。	環境局	・多摩川プラン推進会 議の運営 ・多摩川の策定	・多摩川プラン推進会議の運力フラン推生会議の運力リア及び等々力・丸子橋地区周辺エリア整備・マラソンコース整備		・上平間・古市場周辺エリア及び等々力・丸子橋地区周辺エリア整備	
● 多摩川における並木の復活事業 * 国のスーパー堤防事業や民間開発事業等と連携しながら、多摩川沿いに桜や松等の植樹事業を展開します。	環境局	植樹	国のスーパー堤防 や沿川市街地整 備等にあわせた関 係者との協議によ る並木の創出			事業推進
● 多摩川へのアクセス向上事業 * ・国のスーパー堤防事業と連携し、市街地から多摩川へのアクセス向上と案内板等の設置を行います。	環境局	河川敷へのアクセス環境向上に向けた国との 調整				•

③ 多摩川エコミュージアムプランの推進

〇 多摩川エコミュージアムプランの推進

「多摩川エコミュージアムプラン(2001年策定)」は、多摩川を中心とする「水系」や水系の涵養に不可欠な「緑」、地域が育んできた「歴史と文化」、そしてこれらを支える人々など様々な資源を活用し、地域に暮らす市民と企業、そして行政が役割を分担し、それぞれが持てる機能を発揮しながら、地域に立脚し、地域から発信するまちづくりを目指しています。今後も、川崎市多摩川プランとの計画間調整を進めながら、これまでの実績を踏まえたネットワーク型の活動展開を進めます。

事業名	所管局	現 状		目	標	
节 未 石	以目向	26 1X	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 多摩川エコミュージアムプラン推進事業 * ニヶ領せせらぎ館を中心に、展示活動やイベントの実施など多摩川エコミュージアムブランの趣旨にそった市民の諸活動を支援します。	環境局					*
水辺の楽校新校設立支援事業 * 水辺の楽校既存2校の活動支援及び大師河原水防センターにおける水辺の学校3 校目の設立をめざします。	環境局	・水辺の楽校既存2校 の支援			・水辺の楽校既存 2校の支援と市内 3校目の設立	

② 多摩川緑地の整備と維持管理の充実

多摩川緑地の整備と維持管理の充実

多摩川では、河川管理者である国や関係機関と調整しながら、多摩川緑地やサイクリングコース、マラソンコース等の維持管理が行われています。今後は、市民から求められている維持管理水準の向上や施設の充実を進めるとともに、多摩川水系河川整備計画に沿い、自然環境と調和させながら、運動施設の再配置を進め河川敷の有効な活用と利便性の向上を図る取り組みを進めます。

主な取り組み	所管局	現 状		I	標	
上な扱う値が	加自内	5九 1八	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 多摩川緑地維持管理事業 *						
運動施設・駐車場・トイレ等の整備や維持 管理の充実を図り、利用環境の一層の向	環境局	・河川敷の維持管理 ・運動施設の整備	・河川敷の維持管理 ・運動施設の整備			—
上に取り組みます。			2433002 1 12 813			ĺ
● 多摩川スポーツ施設関連事業 * サイクリングコースやマラソンコースなどの 適切な維持管理及びパークボール場の管 理運営を行います。	環境局	利用できるよう適切な	適に利用できるよ う適切な維持管理	適に利用できるよ	.1. 24 21 - 41/1	市民が安全で快 適に利用できるよ う適切な維持管理 に努めます。

③ 多摩川河口干潟の保全

○ 多摩川河川環境管理計画に沿った多摩川河口干潟の保全

多摩川の河口には貴重な河口干潟である「殿町干潟」があり、周辺に広がるヨシ原の環境とともに貴重な自然空間を形成しています。また、河口には汽水域特有の自然環境も残され、多様な動植物や様々な鳥たちを見ることができます。このような貴重な生態系を保ち、自然を守るスペースとして多摩川水系河川整備計画で生態体系保持空間として位置づけられていることから、その趣旨を尊重し、保全に向けた市民活動支援などの取り組みを進めます。

事 業 名	所管局 現 状	目標				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	以目向	5九 1八	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 多摩川学習推進事業 * 多摩川水系における環境教育のためのテキストを作成し、市内小・中学校での環境 教育・学習のさらなる推進を目指します。	環境局	_	・テキストの作成に 資する基礎調査 ・多摩川の環境資源についての情報 収集		•環境学習の推進	・事業推進

【臨海部に関する施策】

④ 川崎港千鳥町再整備計画に合わせた緑地空間の確保と充実

〇 ちどり公園の活性化

港湾緑地である「ちどり公園」の活性化を進め、緑の拠点の充実を目指します。

事業名	所管局	現 状	目標			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	別官向	±5t 1∧	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
◆ 千鳥町再整備事業						
社会環境の変化への対応並びに公共埠 頭の機能強化に向けた千鳥町の再整備を 推進します。	港湾局		「川崎港千鳥町再整備の基本的な 考え方」に基づい た展開策の検討			

○ 事業所との連携による緑地空間の創出と水際線の開放

事業所と連携を図りながら、土地や施設の利用転換による緑地空間を創出し、水際線の開放を促進することで、市民に開かれた臨海部を目指します。

事 業 名	所管局	現 状	2008年度	目 2009年度	標 2010年度	2011年度以降
● 千鳥町再整備事業(再掲) 社会環境の変化への対応並びに公共埠頭の機能強化に向けた千鳥町の再整備を推進します。	港湾局	「川崎港千鳥町再整備 の基本的な考え方」の 策定			2010419.	2011年及从四
		,,,,,	た政用束の快割			

〇 緑化等の推進

土地や施設の利用状況に合わせて、自然エネルギーの導入や緑化等の推進に努め、公共埠頭として地球環境に配慮した取り組みを進めます。

事業名	所管局	現 状	目標			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 千鳥町再整備事業(再掲)						
社会環境の変化への対応並びに公共埠頭の機能強化に向けた千鳥町の再整備を 推進します。	港湾局	「川崎港千鳥町再整備 の基本的な考え方」の 策定	「川崎港千鳥町再 整備の基本的な 考え方」に基づい た展開策の検討			-

③ 臨海都市拠点の土地利用再編機会を捉えた緑と水のまちなみ形成

○ 多摩川と一体となった景観形成を目指した川崎殿町・大師河原地域の緑化推進重点地区計画の策定

川崎殿町・大師河原地域においては、工場跡地等の土地利用の再編機会を捉えて、内奥運河から 多摩川に連続した緑のネットワーク形成や多摩川と一体となった水辺景観形成に配慮した緑化推 進重点地区計画を市民や事業者との協働により策定します。

事業名	所管局	現 状	目 標			
事 未 1	川日间		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 川崎殿町・大師河原地域の緑化推進重点 地区計画の策定 *						
多摩川と一体となった景観形成を目指した 川崎殿町・大師河原地域の緑化推進重点 地区の策定	環境局	-	I	ı	1	策定の実施

○ 内奥運河沿いの水際空間とのつながりに配慮した浜川崎駅周辺地域緑化推進重点地区計画の策定

浜川崎駅周辺地域においては、工場跡地等の土地利用の再編機会を捉えて、運河を活かした公園 緑地等の誘導など、内奥運河沿いの水際空間とのつながりに配慮した緑化推進重点地区計画を市民 や事業者との協働により策定します。

事業名	所管局	現 状	目標			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	川日内		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 浜川崎駅周辺地域緑化推進重点地区計 画の策定 *						
内奥運河沿いの水際空間とのつながりに 配慮した浜川崎駅周辺地域緑化推進重点 地区計画の策定	環境局	-	-	-	-	策定の実施

③ 「(仮称) かわさき臨海の森づくり」の促進

○ 事業所と連携した「(仮称) かわさき臨海の森づくり」宣言の検討

臨海部に立地する事業所と行政が協働・連携し、地域の環境改善と景観の向上に努めます。その ために、それぞれのモチベーションを高め、相互の役割を認識するための「(仮称) かわさき臨海 の森づくり」共同宣言を行うことを目指します。

車 娄 夕	事業名 所管局	現 状	目 標				
** ** ** **		5元 1八	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
● 臨海部緑の環境整備事業 *		2 - 42 - + -1	+ ** - 7 43 11	F/IETEN I. I. N	F/FTEN I. I. N		
臨海部の魅力づくりや環境改善、景観向上に向け、臨海部の公園、緑地及び街路樹の再生と、事業所による効果的な緑化の誘導を促進します。	環境局 経済局		進に向けた基礎調 査、各地区におけ る事業者との検討	き臨海の森づく り」共同宣言準備		事業推進	

○ 事業所と連携した地区別緑化計画の策定による効果的な緑化地誘導

「(仮称) かわさき臨海の森づくり」の共同宣言を具体化させるために、臨海部にふさわしい地域づくりの形成を目指して、事業所との協働により、それぞれの地区の特性に配慮した「地区別緑化計画」を策定します。また、「地区別緑化計画」は、工場立地法による工業集合地特例を活用した緑化手法を検討の一つに加えるとともに、街路樹等の緑のインフラの整備の方向性を示し、事業者と行政の連携による臨海部の環境改善を目指すものとして活用します。

事業名	正答旦	所管局 現 状	目 標			
	別官同 現 仏	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
● 事業所と連携した地区別緑化計画の策定による効果的な緑化地誘導 * 地区別緑化計画の策定	環境局 経済局	l'		・「(仮称)かわさき臨海の森づくり」共同宣言準備・地域緑化構想の策定	地区別緑化計画 の策定	

③ 臨海部における緑のストックの活用

○ 臨海部緑道緑地等の環境整備

産業道路に接する緑道、緑地、公園等の環境整備を進め、臨海部のイメージアップに努めます。

事 業 名	所管局 現 状 ——	目標				
事 未 石	以目向	55. 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 臨海部緑道緑地等の環境整備 * かわさき臨海の森づくり共同宣言を牽引する緑道等の環境整備を図ります。	環境局	-	-		緑地等の環境整 備	

〇 臨海部の街路樹の再編

緑の景観軸を支えるインフラ整備の一環として街路樹の再編に取り組みます。

事 業 名	所管局	現 状	国標			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	以目向	55. 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 臨海部の街路樹の再編 * かわさき臨海の森づくり共同宣言を牽引する街路樹等の再編を図ります。	環境局	1	-	・「(仮称)かわさき臨海の森づくり」共同宣言準備・地域緑化構想の策定	街路樹の再編	

○ 開かれた臨海部を目指した産業ストックの活用

臨海部における緑と水のネットワークの形成にあたっては、臨海部に残された近代化遺産や産業 文化財などの社会的資源を活用しながら、回遊性のある市民に開かれた臨海部づくりに努めます。

事 業 名	所管局	現 状			標	
尹 未 乜	別官向	5% 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
■ 川崎ふるさとの小径(遊歩道)整備事業 (再掲) *						
臨海部における緑と水のネットワークの形成のために近代化遺産や産業文化財、港湾緑地等の緑の拠点等を活用しながら緑と港ののネットワーク形成を検討し、「市民に開かれた臨海部」づくりに努めます。	環境局	-	検討			,
● 市民緑化運動の推進(再掲) * 臨海部における10万本植樹(市民が進め		市民・企業との協働に よる1万本植樹の実施				
る森づくり)の実施により、市民に開かれた 臨海部づくりと地球温暖化対策等への意 識の向上を図ります。	環境局	よる1万本植樹の実施 臨海部約1万本(18年 度末現在)				
● 観光資源の創出・育成						
産業観光施設として公開している企業の	環境局	臨海部企業の緑化の	継続実施			
敷地内における緑の推進を紹介していく	経済局	紹介	175 × 175 × 175			

③ 港湾緑地の整備推進

〇 港湾緑地の整備推進

東扇島東公園は、基幹的広域防災拠点として 2008 (平成 20) 年度に開園を予定しており、多目的広場、バーベキュー場、人工海浜等の公園利用施設について、市民のご意見を伺いながらその利用方法をはじめとした、管理運営の充実に努めます。

事 業 名	所管局	現 状		B	標	
尹 未 乜	別官向	57. 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 港湾振興事業	港湾局	東扇島東公園の整備	東扇島東公園供 用開始			
みなと祭りなど各種のイベントを実施し、川崎港の振興を進めます。			東扇島東公園の オープニングイベ	イベント開催		
		取りまとめ	ントの開催	イベンド研催		

〇 港湾緑地の活性化

既存のちどり公園の活性化や港湾計画で位置づけられているリフレッシュ緑地(企業との連携による緑化整備)などの整備を通して市民に親しまれる空間づくりに努めます。また、臨海部と市民をつなげる緑の拠点として港湾緑地の適切な維持管理に努めます。

事業名	所管局	現 状	2008年度	目 2009年度	標 2010年度	2011年度以降
● 港湾緑地維持整備事業			2000年度	2005千段	2010千段	2011年及以阵
港湾緑地の適正な維持管理を行うととも に、緑地間の回遊性を高め、良好な港湾 環境の形成を図ります。	港湾局		東扇島東公園を含む港湾緑地等の 適正な整備や維持管理の推進			
● 千鳥町再整備事業(再掲)						
社会環境の変化への対応並びに公共埠 頭の機能強化に向けた千鳥町の再整備を 推進します。	港湾局	「川崎港千鳥町再整備 の基本的な考え方」の 策定	「川崎港千鳥町再 整備の基本的な 考え方」に基づい た展開策の検討			•

③ 新たな緑地の創出

○ 浮島1期地区における緑地の創出

浮島1期地区においては、新たな緑地の創出に努めます。

事 業 名	所管局	現 状		目	標	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	川目向	55. 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 浮島地区土地利用推進事業 浮島地区の本格利用を図るには、諸課題 の解決に相当の年数を要するため、暫定 土地利用基本方針に基づき、土地利用可 能な範囲において順次暫定利用を推進し ます。	総合企画局	民間事業者への貸付 による暫定利用 (第1次:約3ha開始)	民間事業者への 貸付による暫定利 用(第1次:約3ha 継続、第2次:約 12ha開始、第3次: 約3ha開始)	緩衝緑地整備に関する調整		•
● 港湾計画策定事業						
臨港地区内における土地利用や港湾施設 の整備方針の策定など、次期港湾計画の 策定に向けた取組を推進します。	港湾局	平成12年3月港湾計画 改訂における浮島1期 地区の土地利用計画				市街化区域編入 及び港湾計画改 訂における浮島1 期地区の港湾緑 地としての位置付け

【緑の普及・啓発に関する施策】

⑩ 環境学習の推進

〇 体験型環境学習の場の確保

市民の体験型環境学習の機会が得られるよう、特色のある公園緑地の整備やその管理運営の充実に努めます。

	事業名	所管局	現 状		目	標	
	, 7, -	川官同	現 仏	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
	動植物分布調査事業(再掲) * 本市域における生物生息状況等の調査を行うとともに、生物生息環境の保全に向けた公園緑地等の整備モデルを検討します。	環境局	「(仮称)川崎市動植物 の生息地保全指針」の 検討		・生物生息環境に		
С	多摩川学習推進事業(再掲) *						
	多摩川水系における環境教育のためのテキストを作成し、市内小・中学校での環境 教育・学習のさらなる推進を目指します。	環境局	-	・テキストの作成に 資する基礎調査 ・多摩川の環境資源についての情報 収集	・テキストの作成	・環境学習の推進	•事業推進
•	動物公園維持管理事業(再掲) *						
	適切な飼育管理を行うとともに、動物との ふれあいによる環境教育等の場として、地 域住民と連携した取り組みを進めます。	環境局	・「動物園まつり」など の各種イベント等の開 催やホームページを活 用した話題の提供	などの各種イベン			
•	都市緑化植物園の管理・運営(再掲) * 緑化センターを都市緑化植物園として機能 の充実を図り、市民に憩いの場を提供する とともに、緑化手法や植物の手入れ方法な どについて普及・啓発を行います。また、 緑のボランティア活動の拠点としての機能 の充実を図ります。	環境局	・経済局からの移管の 実施 ・管理運営体制の確立 (人員、予算等)	管の実施	備 ・植物園管理運営 の充実 ・ボランティア拠	・基本的な施設整備 ・植物園管理運営の充実 ・ボランティア拠点として活動の充実	備 ・植物園管理運営 の充実 ・ボランティア拠点
	里地・里山ミュージアム事業(再掲) *						
	緑と農の3大拠点である黒川、岡上、早野地区における農ある風景の継承と地域振興を基本にした里地里山ミュージアム構想の実現を図ります。	環境局	ムプランの3地区にお	地元・JA・里山ボ ランティアと連携し た川崎ふるさとの 小径の検討及び 地域のイメージ アップにつながる 広報活動等			事業推進
С	特別緑地保全地区の都市林としての整備						
	推進 * 特別緑地保全地区については、市民との協働により保全管理計画を作成し、市民への開放が可能となった時点で、都市林として緑地の保全整備を図ります。	環境局	・公有地化が図られた 緑地を市民協働による 保全管理計画の作成 と協働による維持管理	へ告示			

〇 学校等における環境学習への支援

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定や、本市における「環境教育・学習基本方針」の趣旨を受け、次世代を継ぐ子供たちを緑の保全・再生・創出の担い手として期待し、様々な機会を通じて学校等における環境学習の支援を行います。

事 業 名	所管局	現 状	目標			
尹 未 石	別官问	55. 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 学校等における環境学習への支援		•環境副読本(小学4 ·				
人間と環境との関リについて理解と認識を 深めるための学校における環境教育の教 材として環境副読本を作成・配布する。	環境局	・環境副就本(ハ字4 ~6年生用・中学生 用)の作成・配布				

④ 普及啓発活動の推進

○ 緑に関するイベントの充実等

緑に関するイベントについては、行政主導のみではなく、市民や企業などによる開催も数多く見られるようになったことから、市民、事業者、NPOなどとの連携を図り、都市緑化月間(10月1日から10月31日)や地域の行事等に合わせながら、様々な緑のイベントの実施や参画、支援に努めます。

事 業 名	所管局	現 状		標			
尹 未 石	別官向	玩 扒	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
○ 緑に関するイベントの充実 * 全国都市緑化フェアへの参画や市主催の 10万本植樹、動物園まつり、多摩川での 各種イベント等の実施を推進します。ま た、市民、NPO、事業者等の主催による 緑等に関するイベントについても緑の基本 計画の主旨に沿ったものであれば、その 支援に努めます。	環境局		・各種イベントの開催と参画・市民等主催イベントの支援			•	

○ 事業所における地域環境活動への参画機会の確保

事業所の地域環境の向上にむけた活動や環境負荷軽減に向けた取り組みを更に向上させていくため、みどりの事業所推進協議会への加盟促進をはじめ、事業所緑化の促進、臨海部における緑を介した環境向上への参画など、緑の基本計画が目指す将来像を達成させるために様々な機会を通じて協働、連携していきます。

	事業名	所管局	現 状		目	標	
	ず 木 1	加自内	5九 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
0	市民緑化運動の推進(再掲) * 川崎市みどりの事業所推進協議会との連携を強化して、「市民10万本植樹事業」など協働による事業実施に取り組み、緑化の推進に努めていきます。	環境局	市民10万本植樹によ る臨海部の植樹、臨海 部約1万本(平成18年 度末)	臨海部での5千本 の植樹	臨海部での5千本 の植樹	臨海部での5千本 の植樹	臨海部での5千本 の植樹
0	工場・事業所緑化推進事業(再掲) *		協定締結事業者に対	協定締結事業者			
	みどりの事業所推進協議会の加盟拡大	環境局	するみどりの事業所推 進協議会への加盟促 進(現在65事業所)				-

〇 (財)川崎市公園緑地協会の充実

本格的な少子高齢社会における多様な市民ニーズを的確に反映できる機関として、職員の育成や業務内容の充実にむけた取り組みを進めます。また、公益法人制度改革に合わせた検討を行います。

事業名	所管局	現 状		目	標	
学 木 石	门台内	-5t 1A	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
業務内容等の充実や公益法人移行に向けた検討 * ・公園緑地協会の充実に向けた職員の育成や業務内容の充実に取組みます。 ・公益法人への移行に向けた検討を行います。	24.367-3	・業務内容等の充実に 向けた支援 ・「あり方検計委員会」 を設置し、公益法人へ の移行に向けた検討 を開始		-		
		を用知				

② 市民による緑化活動の推進

○ 140万市民による植樹運動の推進

2005 (平成 17) 年度から開始した、市民、事業者、NPO、大学等の研究機関、行政の協働による植樹運動である「市民による 10 万本植樹」運動を更に拡大させながら、市民一人ひとりが緑を増やす植樹運動として、地球環境に配慮したまちづくりを推進します。

	事業名	所管局	現 状	目標				
	尹 未 乜	別官向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
-	市民緑化運動の推進 * 10万本植樹(市民が進める森づくり)の実		市民・企業との協働に					
	施により、市民一人ひとりの手による緑化運動を推進します。		よる1万本植樹の実施 実績約30,000本 ;	働による1万本値 樹の実施				

4 緑の地域リーダーの参画機会の充実

〇 人材育成と活用の推進

里山ボランティア育成講座、花と緑のまちづくり講座、かわさきガーデナー認定試験、地域環境 リーダー育成講座、かわさき緑レンジャー等により育成され、緑の地域リーダーとなりうる方々が、 地域ぐるみの緑化運動や緑の保全活動等の推進役として参画する機会の確保を進めます。

事業名	所管局 現 状 ——					
,	W E	50 51	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 人材育成と活用の推進 * 地域ぐるみの緑化活動や緑の保全活動の推進役として、各種講座終了者やかわさきガーデナー等の参画機会を確保します。	環境局	・講座終了生はワーク ショップ等のファシリ テーター等として活躍 をしている。 ・ガーデナー会を設立 し、情報交換を行う。				講座の企画、運営 を終了生、ガーデ ナーが担う。

④ 緑の情報発信の推進

〇 緑のリーフレット等の充実

緑の普及、啓発を進めるために、市民にわかりやすく、見て楽しく、市民ニーズに応えられる内容となるリーフレットやパンフレット等の充実に努めます。また、インターネットによる情報発信も充実します。

事 業 名	所管局	現 状	2008年度	目 2009年度	標 2010年度	2011年度以降
○ 緑のリーフレット等の充実 * 緑の普及啓発を高めるために、市民にわかりやすく、見て楽しく、市民ニーズに応えられる内容となるリーフレットやパンフレット等の作成に努めます。	環境局	各種啓発、紹介パンフ レットの作成配布		2000-18	2010-10	
○ 緑の情報発信 * ・広報誌、情報誌を発行し、情報発信を行い、また、ホームページの充実に努めます。	環境局	・広報誌「あふれる緑」を発行 ・情報誌「緑のボランティア通信」を発行 ・ホームページの更新				*

○ 研究開発等のPRとその活用の促進

日々、緑化技術は進展している中で、本市に事業所を持つ企業でも緑に関する様々な技術革新に むけた研究が取り組まれています。こうしたことから、様々な機会を通じて、緑に関連した共同研 究やその技術開発の支援に努めます。

事業名	所管局	現 状		目	標					
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	门目间	玩机	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降				
○ 研究開発等のPRとその活用の促進 * 地球温暖化対策をはじめとした環境対策 の一環としても緑化技術が注目されてい る。こうしたことから、様々な機会を通じて、 緑に関連した共同研究やその技術開発支援に努めます。	環境局	_	緑をはじめとした 環境技術に関する 共同研究の実施			•				

45 緑の取り組みに対する表彰等の充実

○ 各種顕彰制度の充実

市民や事業者等による緑の活動等を高く評価し、顕彰する機会の充実に努めます。

事業名	所管局 現 状	目標				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	川自向	55. 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 各種顕彰制度の充実 * わがまち花と緑のコンクールなど顕彰制度 の充実を検討します。	環境局	100件くらいの応募が ある。)	・コンクールの実施と顕彰制度の情報収集 ・応募件数を増やすためPRに努める。			-

○ 企業の環境配慮意識の向上

国連グローバル・コンパクトの推進をはじめ、川崎市建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)の推進をはじめ、財団法人都市緑化基金による社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)など関係制度の普及・促進により、企業の環境配慮意識の高揚に努めます。

事業名	所管局	現 状		目	標	
尹 未 石	別官向	玩 扒	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 川崎版緑化施設評価制度の検討 * 事業所の環境配慮意識向上に向け、事業 所が施設建設の際に、緑化指針に基づい て新たな緑を創出した場合の新たな評価 制度を検討します。	環境局	事業所の緑化推進に向けた啓発	関連制度の調査	評価制度の検討	評価制度の検討	川崎版緑化施設 評価制度の企画・ 立案
○ 財)都市緑化基金による社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)の普及 * 地球環境に配慮した事業者の環境配慮を促進します。	環境局	制度の普及促進	制度の普及促進			
○ 川崎市建築物環境配慮制度(CASBEE 川崎)の推進 地球環境に配慮した事業者の環境配慮を 促進します。	環境局	・CASBEEの推進 ・普及促進				

④ 緑の交流の場づくり

〇 市民活動の交流拠点の確保

既存施設を有効活用しながら市民交流イベント、環境学習、情報提供等の充実に努めます。

事業名	所管局	現 状	標 標			
尹 未 位	別官向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 都市緑化植物園の管理・運営 * ・都市緑化植物園として市民に憩いの場を 提供するとともに、緑化手法や植物の手入 れ方法などについて普及・啓発を行いま す。	環境局	・管理運営体制の確立 (人員、予算等)	管の実施 ・基本的な施設整 備 ・ボランティア拠点	備 ・植物園管理運営 の充実 ・ボランティア拠	の充実 ・ボランティア拠	・基本的な施設整備 ・植物園管理運営の充実 ・ボランティア拠点 として活動の充実

〇 環境総合研究所の設立

私たちをとりまく環境を地球環境規模に捉えながら、地域レベルでの様々な環境問題に取り組む 環境総合研究所の設立に取り組みます。

事業名	所管局	現 状	目標			
学 未 1	川台向	55. 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 環境総合研究所整備事業 環境技術情報の収集・発信、産学公民連携による共同研究及び環境学習などを実践する環境総合研究所の整備において、緑に関する環境教育・環境学習拠点としても機能できるよう検討します。	環境局				·環境総合研究所 基本設計	·事業推進 ·環境総合研究所整備

〇 緑のフォーラムの開催

公園緑地協会の緑のボランティアセンター機能を充実させる取り組みの一環として、緑のフォーラムの定期的な開催を進めます。

また、市民主導型のフォーラムへの支援に努めます。

事業名	正答目	所管局 現 状 —	目標			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	川目间	5t 1/	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ かわさき花と緑の活動団体交流会を開催 かわさき花と緑の活動団体交流会を開催	7	1200団体、個人を対象				
ルインではこれでいる。 し、緑のボランディア等の情報交換、レベルアップを図ります。		に交流会を実施				

④ 緑のストックのPRと活用の促進

○ 観光資源としての緑のストックの活用

四季の彩を織りなす生田緑地、里地・里山の景観を形成している黒川地区の特別緑地保全地区、 母なる川である多摩川、臨海部における港湾緑地や運河による港の風景などは川崎市のイメージア ップと観光資源として重要な自然的環境資源です。こうした緑のストックについては、シティセー ルス、観光資源の観点から積極的な活用を行います。

	事 業 名	所管局	現 状	目標			
	学 未 石	加百利	5元 1八	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
0	観光資源としての緑のストックの活用 *		シティセールス、ロケ	緑のストックの活			
	シティセールス、観光資源の観点から緑の ストックの有効活用を進めます。		地等での活用	Ħ			•

⑱ 緑の調査研究

○ 定期的な自然的環境資源の調査の実施

緑の現況調査として、緑の実施計画の見直しや都市計画基礎調査の時期を勘案し、概ね3~5年ごとに「自然的環境の分布」の更新を行い公表していきます。

事業名	所管局	現 状	目 標			
尹 未 乜	別官问	5代 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 定期的な自然的環境の調査の実施 * 自然的環境の分布を定期的に調査します。	環境局	自然的環境の分布 平成18年1月調査	-	-	調査	公表

〇 緑の保全及び緑化の推進に関する施策の調査・研究・企画立案

緑の基本計画を推進させるために様々な施策の調査・研究や市民ニーズに応えるための企画立案 に取り組みます。

事業名	所管局	語 現状 —	_用			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	以目向		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 緑の保全及び緑化の推進に関する施策の 調査・研究・企画立案 *		卢维特理 英杰八 大 理	神木 四次の中			ウなら環境のハ
緑の基本計画を推進させるために様々な施策の調査・研究や市民ニーズに応える ための企画立案に取り組みます。	環境局	・自然的環境の分布調査 ・斜面緑地保全地区の 更新 ・斜面緑地総合評価の 見直し	施		•	・自然的環境の分 布調査 ・斜面緑地保全地 区の更新 ・斜面緑地総合評 価の見直し

市民協働による動植物分布調査の実施

大学等教育機関や市民活動団体などの協力を得ながら、動植物の環境指針(キーストーンなど) の設定を検討し、市民協働による動植物調査の実施を行い、身近な自然環境への関心を高めます。

事 業 名	所管局	現状	目標			
事 未 石	川自向	55. 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
● 動植物分布調査事業 * 本市域における生物生息状況等の調査を行うとともに、生物生息環境の保全に配慮した公園緑地等の整備を進めます。	環境局		討	保全に向けた分 布調査の実施 ・生物生息環境に 配慮した公園緑	・動植物の生息地 保全に向けた分 布調査の実施 ・動植物の生息地 に配慮した公園 緑地等の環境整 備の実施	

〇 (仮称)動植物生息地保全指針の策定

動植物の生息地に関する現況調査を踏まえて、緑地保全施策や自然的環境の保全配慮などの関係施策に活用できる「(仮称)動植物の生息地保全指針」を策定します。

事 業 名	所管局	現 状		目	標	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	所官向 現 扒	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降	
○ (仮称)動植物生息地保全指針の策定 * 動植物の生息地を保全するため、「(仮称) 川崎市動植物の生息地保全指針」を策定 します。		・「(仮称)川崎市動植 物の生息地保全指針」 の検討	動植物の生息地 保全指針」の策定	動植物の生息地 保全指針」の普及 に向けたガイド	動植物の生息地	

49 緑のリサイクルの推進

〇 大規模公園における緑のゼロエミッションへの取り組み

緑のゼロエミッションへの取り組みの推進として、生田緑地をはじめとした大規模公園において、管理による発生材の有効活用等の取り組みを推進します。

事業名 所管局 現状		正 田 中		標		
	川日间	玩 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 大規模公園における植物発生材の有効活用の推進 * 生田緑地をはじめとした大規模公園にお			604 64- 44- UC			
いては、管理や整備により発生した落ち葉 や剪定枝等を堆肥や生物の生息空間づく りなどに有効活用し、園内処理の推進を行 います。	環境局	_	継続実施			ŕ

○ 公園緑地整備等における資源活用の推進

環境整備の先駆的な役割を担う公園緑地等の整備において、国産材の活用、リサイクル資材の活用等、様々な循環型整備を実践します。

事業名	所管局	現 状	一根			
************************************		5元 1八	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 公園緑地整備等における資源活用の推進 *						
建設リサイクル法等の制度に沿って資材 の活用等を図ります。	環境局	_	継続実施			

○ 緑のリサイクルに向けた関連企業との研究

公園緑地や街路樹の管理により発生した植物発生材を活用し、チップや堆肥などの再生品を生み出す新たな緑のリサイクルの可能性を関連企業との連携により研究を進めます。

事 業 名	所管局 現 状	目 標				
尹 未 位		5代 1人	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 緑のリサイクルに向けた関連企業との研究調査・研究・企画立案 * 公園緑地や街路樹の管理により発生した植物発生材を活用し、チップや堆肥などの再生品を生み出す新たな緑のリサイクルの可能性を関連企業との連携により研究を進めます。	環境局	-	先進事例等の調 査	関連企業との勉強会	・施策立案 ・専門委員会での 検討	対策立案

○ 市民活動による緑のリサイクルの推進

公園管理運営協議会等の活動の際、地域における小さな循環として、管理活動で発生する資材の 有効活用を促進します。

事 業 名	所管局	所管局 現 状	目 標			
** ** ** **	所官向 現 仏		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
○ 市民活動による緑のリサイクルの推進 * 公園管理運営協議会等の活動に、地域に						
おける小さな循環として、管理等による発生材の有効活用を促進します。	環境局	対活用	关			

【緑の景観形成に関する施策】

⑩ 景観計画と連携した緑の施策推進

〇 景観計画と連携した緑の施策推進

「川崎市景観計画」との連携を図りながら、その内容を尊重した緑の保全や緑化の推進による緑の景観形成を進めます。

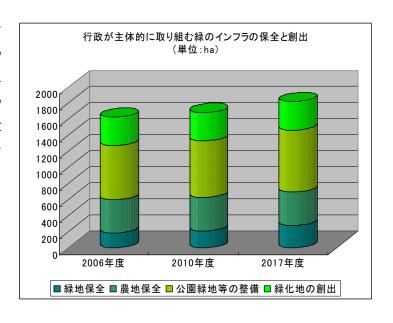
	市 ※ 4	11年日	現 状		目	標	
	事業名	所管局	現 仏	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
0	景観計画と連携した施策推進 * 景観計画の主旨にそった緑の保全と緑化 の推進を図ります。	環境局	景観計画の策定	・景観計画に配慮 した緑のまちづくり の継続実施			
•	都市景観形成推進事業						
	川崎市景観計画に基づき、市民・事業者・市との協働により魅力ある川崎らしい景観づくりを進めます。	まちづくり局	づいた手続き等を定めた。また、景観施策の 情報提供及び啓発を 図りつつ、地域の主体 的な景観形成の取り	杉駅周辺地区など の拠点を中心とし た川崎市景観計 画による施策の推 進、景観施策の情 報提供及び啓発	地区計画等形態 意匠条例に基づく 景観形成の推進		→
	多摩川景観形成推進事業						
	多摩川景観形成ガイドラインを活用し、多摩川や周辺の環境と調和した魅力的なまちづくりを推進します。	まちづくり局	多摩川景観形成ガイド ラインの策定	・ガイドラインの周知及び運用 ・河口域から都心域を中心に(仮称) 域を中心に(仮称) 重景観形成方針・ ルールの作成及 び重点地段をデルケースの検討			
•	川崎駅周辺景観形成整備事業 * 川崎駅西口駅前広場及び市役所モールに おける街路樹の景観形成を行います。	環境局	_	川崎駅西口駅前 広場景観整備	広場景観整備	広場景観形成 ・川崎市役所モー	・川崎駅西口駅前 広場景観形成 ・川崎市役所モー ル街路樹景観整 備
	緑の景観づくり推進事業 * 緑の軸線(道路・河川・鉄道)強化とイメージアップを図るため、市民、事業者と協働 して緑の景観づくりを推進します。	環境局	緑化重点事業計画に 基づき、緑の景観づく りを推進 5箇所(新規2箇所、継 続3箇所)	画に基づき、緑の 景観づくりを推進	緑化重点事業計 画に基づき、緑の 景観づくりを推進 3箇所(新規3箇 所)		

第2章 緑の施策目標

緑の基本計画に掲げられた緑の施策目標について、本実施計画における目標は次のとおりです。

2-1 行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出

行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出は、緑の基本計画の目標量である1,815haの確保に向けて、2010年までに計画目標のおおむね3割にあたる58haの拡大を図り、1,678haとすることを目標とします。



緑のインフラの保全と 創出に関する施策	緑の基本計画策定時の 実績(2006 年度)	緑の実施計画の目標 (2010年度)	緑の基本計画の目標 (2017年度)
緑地保全	182ha	209ha	272ha
農地保全	413ha	414ha	416ha
公園緑地等の整備	671ha	700ha	769ha
緑化地の創出	354ha	355ha	358ha
合計	1,620ha	1,678ha	1,815ha

2-2 市民・事業者が主体的に取り組む地域緑化の推進

市民・事業者が主体的に取り組む地域緑化では、緑化に関する各種の地域指定・地区認定等 を促進することによって、地域における緑化を拡大していきます。

地域緑化を促進する取 組み	緑の基本計画策定時の 実績(2006年度)	緑の実施計画の目標 (2010年度)	緑の基本計画の目標 (2017 年度)
緑化推進重点地区の 設定	3地区	6地区	9地区
緑化地域の指定	O地区	指定	指定による緑化指導
地域緑化推進地区の 認定	1地区	認定の促進	認定の促進
緑地協定の締結	1地区	制度の普及と促進	制度の普及と促進
事業所との緑化協定の 締結	74事業所	締結促進	締結促進
臨海部地区別緑化計画 の策定	なし	(仮称)かわさき臨海の森共同宣言と事業所と連携した計画策定の推進	共同宣言と地区別緑 化計画に基づく臨海 部の緑の再生
緑化関係制度による 助言指導	助言指導	継続	継続
緑化助成制度	制度の普及	継続	継続

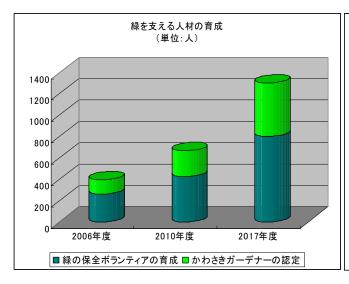
[※]目標量は2010年度時点で、取り組みの実績により緑化される期待値を推計いたします。

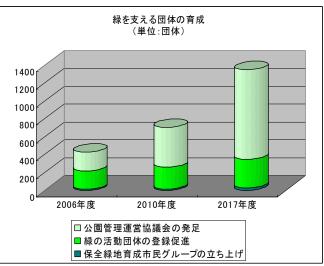
2-3 水辺地空間の維持

水辺地空間は本市の特徴ある緑であり、緑と水のネットワークの形成上欠かせないものであることから、2006年度現在755ha を有する河川等と1, 222ha に及ぶ運河を合わせた1, 977ha の水辺地空間について生物の生育空間、ヒートアイランド現象の緩和等による都市気象の改善、景観形成などへの効果を期待し、その維持・活用に努めます。

2-4 緑を支える人材の育成

緑を支える人材の育成は、緑の基本計画に示された基本方針の達成のために必要不可欠であることより、緑の基本計画に掲げた目標達成に向けて、2010年までに計画目標のおおむね3割の人材育成を目指します。





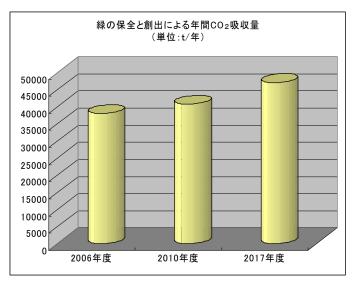
緑を支える人材の育成の主な 取り組み	緑の基本計画策定時の 実績(2006年度)	緑の実施計画の目標 (2010年度)	緑の基本計画の目標 (2017年度)
緑の保全ボランティアの育成	261人	423人	人008
かわさきガーデナーの認定	132人	242人	500人
保全緑地育成市民グループの 立ち上げ	1 1 団体	16団体	27団体
緑の活動団体の登録促進	207団体	241団体	320団体
公園管理運営協議会の発足	210団体	447団体	1,000団体

第3章 地球環境への貢献

世界的規模での取り組みが必要とされている「地球環境の保全」に対して、緑の基本計画が推進されることにより期待される効果については次の指標を持って示すこととします。

■本実施計画では、緑の基本計画に 掲げた緑の施策目標の達成によっ て担保できる CO₂吸収量を地球環 境の保全に対する貢献度を示す指 標とします。

緑の施策目標のうち、行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出の目標達成により担保できる CO2 吸収量と、実施計画期間内に期待される CO2 吸収量は次のとおりです。



	緑の基本計画策定時の 吸収量(2006 年度)	緑の実施計画期間内 に期待される吸収量 (2010年度)	緑の基本計画期間内 に期待される吸収量 (2017年度)
年間 CO2吸収量	約 29,500 t /年	約31,300 t /年	約33,100 t /年
【参考】 吸収量算定基礎となる 緑地の確保量	1,620ha	1,678ha	1,815ha

※吸収量の算定は「大気浄化植樹マニュアル(独立行政法人環境再生保全機構)」に基づく

第4章 進行管理

緑の基本計画の着実な進行を図るために、新総合計画の新実行計画と整合を図りつつ、実施計画を策定し、緑の条例第9条に基づき施策の推進状況を明らかにします。

なお、この実行計画の策定を「PLAN」として位置づけ、次の「PDCALP」サイクルの 取り組みにより、本計画の推進を図るものとします。

●施策の実行(DO)

・実施計画に基づき、具体施策(事業)の推進を行います。

●進行管理・評価 (CHECK)

- ・実施計画の進行状況(緑の施策目標含む)は、毎年度、環境審議会に報告します。
- ・緑の基本計画に関連する庁内関係局からなる「(仮称)緑の基本計画庁内推進会議」により、 実施計画に掲げられた事業等の進行状況や情報の共有化等を図ります。
- ・実施計画の計画期間である3ヶ年ごとに取り組みの総括を行い、環境審議会に報告し、評価と助言を受けます。

●改善(ACTION)

- ・環境審議会からの評価と助言の内容を次期実施計画の策定の参考にします。
- ・3ヶ年の総括で132の主な取り組みに変更等が余儀なくされた場合は、実施計画の策定の中で、それについての施策展開の方向性や具体の施策等を示します。
- ・実施計画は、新たに策定される新総合計画の実行計画と整合を図ります。

●学習(LEARN)

- ・環境審議会での助言等や環境基本計画、新総合計画に寄せられる市民意見は実施計画の進行 にあたり、大切な評価として参考にします。
- ・3 ヶ年ごとの実施計画策定の機会を活用し、広く市民意識等の把握に努め、次期実施計画の 策定の参考とします。

●公表(PUBLICATION)

- ・実施計画の進行や環境審議会での報告内容は、市ホームページ、環境情報等の広報媒体により公表します。
- ・環境基本計画年次報告書に「緑の施策目標」に対する進行状況を示します。

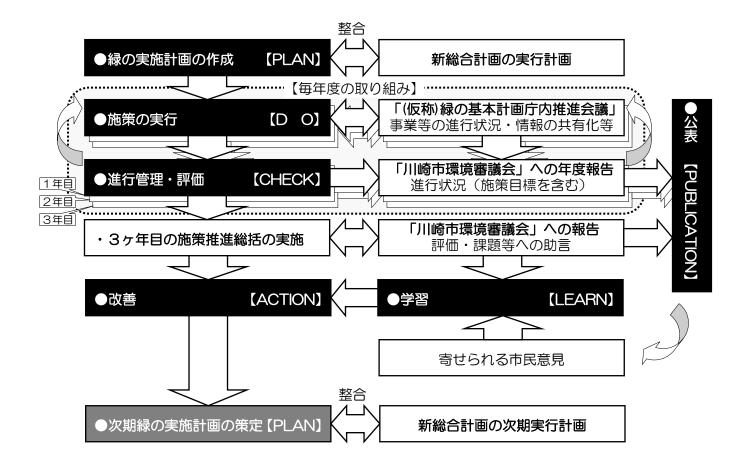


図 PDCALPの相関関係

※上記サイクルを1サイクルとし、3年ごとに実施計画の策定を行います。

川崎市緑の実施計画

2008 (平成20) 年3月

発 行 川崎市

編 集 環境局緑政部緑政企画担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044 (200) 2399